

平成27年3月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成27年3月6日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 藤平益貴君	総務課長 藤江信義君
企画課長 関富夫君	財政課長 関利幸君
税務課長 鈴木克己君	市民課長 渡辺茂雄君
介護健康課長 大鐘裕之君	生活環境課長兼 清掃センター所長 齋藤恒夫君
福祉課長 花ヶ崎善一君	都市建設課長 藤平喜之君
農林水産課長 関善之君	観光商工課長 酒井清彦君
水道課長 岩瀬健一君	会計課長 岩瀬義博君
教育課長 軽込貫一君	社会教育課長 菅根光弘君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君	議事係長 植村仁君
------------	-----------

議事日程

議事日程第5号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第5号 勝浦市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第7号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関

- する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 勝浦市文化会館建設基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第9号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第11号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 勝浦市立幼稚園使用料条例の制定について
- 議案第13号 保育所の設置及び管理に関する条例及び勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 保育の実施に関する事例を廃止する条例の制定について
- 議案第15号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 勝浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 勝浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 勝浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第20号 平成27年度勝浦市一般会計予算
- 議案第21号 平成27年度勝浦市国民健康保険特別会計予算
- 議案第22号 平成27年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第23号 平成27年度勝浦市介護保険特別会計予算
- 議案第24号 平成27年度勝浦市水道事業会計予算

第2 休会の件

開 議

平成27年3月6日（金） 午前10時開議

○議長（岩瀬義信君） ただいま出席議員は18人、全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（岩瀬義信君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第5号 勝浦市政行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 議案第7号につきまして、質問させていただきます。この提案は、提案自体が極めて不備ではないかと思うのです。職員の給与が2%ほど下がるということなんですけれども、誰がどのように下がるのか、現行との比較が全くないまま提案されておりまして、どういう影響が、どういう人たちに及ぶのか、提案されている議案からは全く読み取れないという状況ではないかと思いますが、改めて、どういう改正内容なのか、説明を願いたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。今回、一般職の職員の給与等に関する条例の関係の改正理由でございますけれども、市長の提案理由の説明にもございましたように、昨年8月の人事院の勧告、あるいは10月の県の人事委員会の勧告の中に、給与の総合的な改革ということで、勝浦市の場合ですと、職員給料表の平均1.9%の引き下げ、これにつきましては、国の人事院あるいは県の人事委員会の勧告に沿って、1.9%給料表を引き下げようとするものでございます。あくまでも人事院の勧告に沿った内容ということでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 人事院の勧告に沿っているからということだけで提案の説明にはならないと思います。今後、新たな給料表が示されているのですが、新たにこうなるというわけで、現行の給料表から、誰がどのように変わるのか、提案説明では、若い人たちの給与は据え置かれるというか、下げないという説明がありましたけど、現にどうなっているか、議員の手元にはその資料が今回提出されていないと思うのですけれども、その理由は何なのか、なぜ提出しないまま提案されているのか。

それと、実際どういう方々に、どういう給与の変更が起こるのか。今受け取っている額を下回らないようにするという説明もありましたけども、それはどのようにしてなされるのか。そして、全体として、勝浦市のどれくらいの経済的な影響といたしますか、消費に直結すると思うのですが、そういった市内での消費活動に及ぼす影響も、このことから生じてくるだろうと思うのですけれども、そういうことについてもどう考えているのか。全体としては消費税の増税が8%になった後の景気の低迷で、消費が落ち込んでいる。勝浦市もその例外ではないと思うのです。そういう点では、こういった公務員給与の削減が、さらに市内の消費活動の低下をもたらすのではないかと思いますけれども、そういう点についてもどう考えておられるのか。

とにかく今回の提案は、資料を提出されている我々に対する判断材料が極めて乏しい提案の仕方だと思いますけれども、そのことについて、どう考えておられるのか、お答え願いたいと

思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。今回の一番大きなところは、給料表の切り替えでありますので、新しい給料表もお示ししてありますし、現行の条例の中に旧給料表もあるわけでございますから、それを対比していただければ、一番だと思います。

ただ、今どういう方々に影響があるのかというようなこともございましたので、ざっくりではございますけれども、ご説明させていただきます。

市の行政職、一般会計における職員210名おりますけれども、平均給料月額が31万1,000円程度でございます。その給料表が今回、平均1.9%下がるということになります。それで推計すると約2,000万円程度になりますが、1級から2級の一部については引き下げをしませんので、その要素を差っ引くと、大体1,900万円ぐらいの給料表自体、単純な比較です。それに人を張りつけた場合、そうなりますが、この条例の附則第3項に、3月31日段階の給料は保障します、下げませんということでありますから、そういう面で行くと、職員は不利益をこうむらない。一切給料の削減はないということになりますから、影響額のとり方からすると、ゼロということでございます。

それと、もう一つは、職員1年間、普通に勤務をしていれば、普通昇給が4月1日にあります。それは、特定の高齢層の職員を除いて、4号給、階段4つ上がりますから、これが大体8,000円程度上がります。先ほどの平均的な31万何がしの職員の影響額は31万円としても、約6,000円でございますので、職員は通常の形であれば、2,000円程度、逆に賃金が上がるということになるわけでございます。特定の7級とか高い級は除きますけれども、一般的な職員は、逆に2,000円程度の昇給があるということでございます。

それと、職員の新陳代謝があれば、当然、昇格をする職員もいますので、そういう面からすると、影響額がどうなるかというのは、なかなか測定ができないということでございます。

もう一つは、今回は総合的な人事院の、公務員の構造的な給与の階層といいますか、それについての大幅な見直し、何年かに一遍にやっていたのですが、中高年層が民間から比べると高いと。それに是正が入ったということが一つあります。それと、給料面から言えば、今春闘で、各社民間でいろんな高い数字が出てきている。引き上げが出てきている。政府もそれを積極的に引き上げてくれという形でやっていますので、今年の人事院勧告でそれらがどういうふうにかかされるのかによっては、職員給料が上がるという可能性も、私は否定できないと思います。

これらについての経済的な波及効果、そこまではうちのほうも根拠的なものはありませんので、お答えはできかねます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 条例を見れば、現行給料表は提示されているから、今回新たに提出されている提案と比較できるじゃないかというような説明ですけれども、じゃ、何のために審議資料というものをつくられているんですか。ここにちゃんとのせれば、一目瞭然で対照できるにもかかわらず、そういうことさえもしないで、今回提案されているという、これは極めて不誠実というか、丸のみにしてくれという、説明抜きで了解してくれというような提案の仕方だと思うのです。少なくともここにのせなかった理由は何だったのですか。条例を見ればちゃんと参照できるから、そっちを見ろということなんですか。

全体として、今後、民間の賃金を上げる、景気回復のためにも賃金上昇が不可欠だという、今、デフレからの脱却のために、政府も声を出していますけれども、それが今後、人事院勧告等に反映して上がる可能性があるとおっしゃいましたけれども、今下げるということが、全体のそういう動きに対して、むしろ足を引っ張っている働きをしているわけであって、今下げるべきではないということなんです。それと逆行することが今なされようとしているわけなんで、今後の可能性云々よりも、今これを下げる道理というのはないということだと思いのです。そういう点で、今回の提案、そもそも不誠実な提案の仕方だと思うのです。ここの資料になぜのせなかったのか、ちゃんと説明してください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。給料表でございますから、新しくきちっとした給料表をお示ししてございます。現行の給料表についても、例規の中にきちっとのっておりますから、それを比較対照してお願いをしたいということでもあります。それ以上の資料というのはなかなかつくりかねます。

それと、下げるというふうにおっしゃいましたけれども、先ほど申し上げたように、今もらっている給料は下げませんよというふうになっているわけですから、下げるというものではないと、先ほど申し上げたとおりであります。下がるどころか、これからの民間の給与の動向によっては、平成27年度の人事院勧告で引き上がる可能性も極めてありますということで申し上げたものです。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第5号及び議案第7号、以上2件は総務常任委員会へ、議案第6号は教育民生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第8号 勝浦市文化会館建設基金条例を廃止する条例の制定について、議案第9号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第11号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 議案第10号と議案第11号につきまして質問させていただきます。まず第10号ですけれども、これは教育長並びに教育委員会委員長の権限、機能に関する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条例改正なんですが、今回、一連の条例改正そのもので、現在の教育長並びに教育委員会委員長の権限や機能に関して、それを変更するという条例が含まれているのかどうか、そのことをお尋ねしたいことと、大もとの地方教育行政の組織及び運

営に関する法律の一部を改正する法律の施行が4月1日から行われるわけでありませんが、そのことによりまして、現在の教育長並びに教育委員会委員長の権限や機能、そのことがどう変わるのか。そして今回、4月1日からは首長の立場が大きく変わるわけですけれども、特に大綱を制定するということが猿田市長におかれても、そのことが4月1日以降、法律上できることになります。その大綱について、市長はいつごろこれをお決めになるお考えなのか。そして、それを議会との関係で、どのように扱われてるおつもりか。議会への報告があるのかなのかについてもお尋ねしたい。

次の第11号の議案につきましては、清海小学校の名前を削除するという条例改正なんですけれども、このことによって、清海小学校にかかわる住民との合意の形成、その点でこれまでにどういう住民への説明がされ、その住民の間からどのような意見、疑念が出され、それに対して、どのように答えようとしているのか、住民の方の納得がどのように得られているのか、そのことについてご説明を願いたい。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成27年4月1日から施行されるということで、それに伴いまして、今回の諸条例の改正ということになっておりますが、今議員よりご質問ございました教育委員会の権限等についてでございますが、これは新しい地教行法にも記載されておりますとおり、教育委員会の服務権限については、これまでと同様変わらないということになっております。

現教育長についてでございますが、やはり地教行法の附則のほうに、現教育長が任期期間中においては、なお従前の例により在職するものとするというふうになっておりますので、教育長の任期中におきましては、教育長、それから教育委員長につきましても、従前どおりということになっております。

大綱等につきましてのご質問もございました。大綱につきましては、総合教育会議を設置して、そこで首長が大綱を策定するというふうになっておりますが、これにつきましては、市長部局のほうと今後検討を進めていきたいと考えております。また、この大綱につきましては、公表するというふうになっておりますので、大綱ができ次第、公表をしてみたいと考えております。

続きまして、清海小学校の統合についてのご質問であります。清海小学校の統合につきましては、今までに6回の説明会、意見交換会を実施してまいりました。意見交換会の中で、今後、清海小学校の児童数が急激に減少し、複式学級が発生してくるということで、保護者、地域の方々もそういったところに大きな心配を抱き、統合を進めていきたいと思いますという話に進んでまいりました。ただ、その統合するときに、当初は、興津小学校との統合というお話もあつたんですが、意見交換会の中で、今後、津波等の心配も考えられる、統合するのであれば、そういった心配の少ない、高台にある上野小学校との統合についても検討していただきたいということで、その後アンケート等もとりました。アンケートの意見、そういったものを参考にいたしまして、上野小学校の統合としましょうということで、意見交換の中からそういった方向性を出していただきました。

そして、最終的に、1月30日に地域への住民説明会も実施させていただきました。そこで、清海小学校の現状と今後上野小学校への統合で進めていきますということで、その地域への説

明会の中でも反対意見等は出されず、そういった方向で進めていきたいと思いますということで合意を得た状況でございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 住民の説明会で、最終的に反対の意見は出なかったということですが、途中においては反対の意見も12%とかあったというように聞いていますけれども、反対と明確な表明がないまでも、いろんな心配や懸念は当然にあるだろうと思うんです。それらに対して丁寧に答えるということが何よりも必要だと思うのですが、そういう点で住民の納得が得られるような方策が示されているのかどうか、例えば通学の点についての処置ですけども、そういう点でさまざまな懸念や心配にどのように答えるという点で、住民との間で納得が得られるものになっているのかどうか、そこを明確にしていきたいと思います。

あと、上野小との統合の方向ということですが、自分の子を上野小ではなく興津小にという方がもしいらっしゃるとすれば、それはどういう扱いになるのか。そういった方々の意向も尊重されるのかどうか、その辺もどういふふうな扱いになるのかお答え願いたいと思います。

1つ戻って、10号のほうの権限、機能が変わらないとおっしゃいましたが、新教育長となれば、首長が任命をするということになりますので、今までの制度とは大きく変わると思うのです。ただ、現教育長は任期まで全うされる、その権限、機能は変わるものではないということだと思いますが、新しい新教育長の任命においては、市長が任命するということですし、今までの現教育長に付与されている権限、機能、それと市長との関係というのは大きく変わると思うのです。そういう意味での変更についてお尋ねをしたわけですが、単純に機能、権限に変更ありませんというお答えでは正確ではないのではないかと思います。いかがでしょうか。

それと、大綱につきましては、市長のお考えはどうなのかお尋ねしたいんですが、いつごろこれを考えておられるのか、今お示しいただけるものであれば、ぜひお示し願いたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。意見交換の中で保護者、地域の方々から心配される声、当然ございました。一番心配されるのは、子供たちの登下校、通学に関する問題ということで、そこが一番心配されていたところでございます。これにつきましては、スクールバスを前提に上野小学校へ通学できるように検討してまいりますということで、説明のほうをしてまいりました。それによって保護者の通学への同意は得られているというふうに考えております。

また、子供たちが統合するときに、スムーズな統合を迎えるに当たっては、事前の子供たちの交流も当然必要だろうと。いきなり統合のときに初めて合わすような状況では、子供たちもいろいろ心配であったり、楽しい学校生活につながらないのではないかとという声もございました。そこで、この平成27年度には清海小学校と上野小学校の交流を計画をして、事前に子供たちの共同の体験、そういった活動を多く取り入れた授業を計画していきたいと考えております。

また、PTAの組織等につきましては、主に教頭先生が窓口になっておりますので、教頭先生を中心にして、PTAの組織づくりについてお願いしますということで、意見交換の中でお話してございますし、今後、学校のほうでPTA組織等についても検討していただける予定になっております。

教育長の権限、機能についてでございますが、教育委員会の権限については、従前どおり変わらないというお話、先ほどさせていただきましたが、今度のいわゆる新教育長につきましては、今までは教育委員会の最高責任者ですか、教育委員長ということになっておりましたが、今度は新教育長になることによりまして、従前の教育長及び教育委員長が一つになって、責任の明確化を図るという形になっております。したがって、今までの教育委員長のそういった権限につきましては、それが一つになるということで、教育長の権限になってくるというふうになっております。

大綱の策定時期につきましては、今後、市長部局等と検討いたしまして、できるだけ早い時期に検討し、公表というふうに進めていきたいと考えております。

一つ、統合問題で答弁漏れがございました。興津小を希望した場合どうかというお話でございますが、勝浦市におきましては、学区制を採用しております。自由選択性は採用しておりませんので、この学区制に従って学校のほうへ進学していただくというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） この条例を改正した後、実際の統合スタートまでの間ですけれども、まだスクールバスをどういうふうに行うのかとか、一つの学区がなくなるということは、一つの地域にあるPTAを初め子ども会を初めとする、いろんな地域住民のネットワークが一つ新たに大きく変更を迫られるということです。大変大きな影響を与えるわけなんですけれども、今まで疑問や懸念ということで出されてきたもの以上に、実際、統合するとすれば、なおさら細かいところまで、スクールバスの運行時間なども含めた、本当に細かいところまで住民の中では希望や要望が次々出てくるのではないかと思います。そういった点での今後の住民が本当に納得してこれを受け入れられるような準備というのをどのようにされる予定なのかをお伺いしたいのと、大綱のことについてなんですが、市長ご自身はどのようなお考えでいらっしゃるのか、現時点では特にお考えがないのかどうか、市長から一言、新しい教育委員会制度は、4月1日からスタートするというのが国の法律ですので、そのことについて、今どうお考えになっておられるのか、ぜひご見解をお示し願いたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 大綱につきましては、今現在、どういうふうにとすることは考えておりません。先ほど来、教育課長が答弁していますように、今後いろいろ教育委員会、市長部局、協議調整を図っていくということだと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。スクールバスの運行等、細かいことについてのご質問でございますが、今までの6回の意見交換の中でも、一応スクールバスの運行経路、駐車場等、今までも提案等させていただいております。ただ、細かいところにつきましては、さらに詰めていかなければなりませんので、今後も清海小学校との統合を進めるに当たりまして、諸問題等も今後も出てくるのが予想されます。そういったところに細かく一つ一つ対応をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第8号ないし議案第11号、以上4件は教育民生常任委員会へ付託いたします。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第12号 勝浦市立幼稚園使用料条例の制定について、議案第13号 保育所の設置及び管理に関する条例及び勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第15号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。岩瀬議員。

○8番（岩瀬洋男君） 私のほうからは、議案第15号について質問をさせていただきます。条例そのものは、小学生の対象を全校1年生から6年生までに広げたということがございますので、その内容については特別どうのということではないんですけれども、恐らく募集とかもかけているかという状況だと思いますので、特に6年生まで広がることによって、変化というか、増加するのか、そういったことの傾向がもしルーム別的に捉えることができれば、それについて伺っておきたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。来年度から、ご承知のように、拡大するということでございます。そういう中で昨年、平成26年11月に来年度の募集をいたしました。その現時点での入所予定児童数について申し上げます。

かつうら第1が54人、かつうら第2が29人、おきつが35人、うえのが32人、ふさのが25人、とよはまが10人、合わせまして186人となっております。うち、拡大分ということございまして、4年生が18人、5年生が2人、6年はゼロということで、その20名を含んだ数字ということになっております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬議員。

○8番（岩瀬洋男君） 小学生も6年生ぐらいになると、遊び以外に塾に行ったりとかいろんなことがあるので、著しく増えるということはないかと思うんですけど、4年生が18名増えている中で、12月に条例の提案があつたりして、面積の部分なんかも出ていました。同僚議員からも同じような質問をされていたと思いますけれども、特にこれだけの人数増加によって、その部分での問題はないのかということだけ、ご見解を伺いたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。12月議会におきまして、議決をいただいたところでございますが、その中に勝浦市放課後健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例、この中で第10条の第4項ですが、一つの支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下という規定がございます。今申しましたように、かつうら第1につきましては54

人ということで、この条例から言いますと、14人オーバーしているというところでございます。条例上、原則40人以下ということですが、これにつきましては厚生労働省からQ&Aが示されております。それによりますと、児童の安全に配慮できる体制のもとで、一つのクラブの中で複数の支援の単位に分けて対応することも可能ということで示されております。このことから、かつうら第1につきまして、2階の部屋も安全に配慮して使用するというところでしておりますので、こういうことで条例解釈上、あるいは運営上は、今のところの数字では問題ないと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬議員。

○8番（岩瀬洋男君） 問題ないということであれば、問題ないということで、予算的なものもこれから予算書が上がっているんで、細かいことはそちらのほうで質問される方もいらっしゃるかと思いますけども、特に来年以降、上野小に関しては、また清海が上がってくるということになってくると、当然、放課後ルームの人数も増えてくるということもあると思いますので、それについてはこれからの準備だと思いますので、ここでどうのこうじゃないんですけども、そういったことも含めてまた早目のうちに対応していただければと思います。以上です。要望です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 議案第12号及び議案第13号では、負担額につきましては規則で定めるというふうになっておりますが、現行のそれぞれの負担額から全く変わらないのか、1円でも変わることがあるのか、変わるとすれば、その理由も含めてご説明いただきたいと思います。議案第14号につきましては、内閣府令に定めとなっておりますが、前項の条例と内閣府令との間には違いがあるのかどうか。違いがあるとすれば、どの条件なのか。それをお尋ねしたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。軽込教育課長。

○教育課長（軽込貫一君） お答え申し上げます。保護者が負担する額についてでございますが、これについては別に規則で定めるというふうになっております。現在の幼稚園の保育料、月額5,500円となっております。これにつきましては、現状どおり変更なくいきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。保育料の関係ですけれども、具体的には国の基準が、今まで8段階ということになってはいますが、これを今回、10区分に保育料を今までどおりと乖離がないように、均衡を図るものとして保育料のほうは今調整をしております。そういう中で、どう変わるかということですが、現時点では、今申しましたように、今までどおりのところの水準を維持するという中で、シミュレーション等を行ってございまして、区分けをしていくというところで考えてございまして、おおむね現状での推移を申しますと、減額されるところが50%、あるいは変更なしが40%近く、若干の入りくりがありまして、増額されるものが10%ぐらいで今試算をしております。そういう中で、増えるものについては4月から適用ということで考えてはおりますけれども、経過措置を講ずるなどしまして、対応していきたいと考えております。

もう一つは廃止条例の関係ですけれども、廃止する根拠法律には、いわゆる整備法、そこで

児童福祉法の第24条が改正されまして、保育の義務という関係です。そして、子ども・子育て支援法の第19条第1項第2号に、支給の要件というのが規定されております。そして、子ども・子育て支援法施行規則第1条、これが内閣府令ということになります。これがその他の支給要件ということで、そういう中で現在の条例につきましては、保育の実施基準というのが、例えば第2条を見ますと、昼間に居宅外で労働することを常態としていることとか、妊娠中であるか、または出産後間がないこととか、そういう細部にわたって条例規定されておりますが、それが今申しましたように、内閣府令で、そういう中の第1条第1項第1号には、同じように妊娠中であるかまたは出産後間がないことということで、同じようなことが規定されましたので、この際、廃止しようということでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 10%の方が料金が上がるということですが、上がる要因、原因、なぜ上がってしまうのかというのは、どういう理由によるものなんでしょうか。それと、内閣府令との対比で変わらないということなんですが、1項目も全て内閣府令に、条例が盛り込まれておることによってよろしいんでしょうか。一つも漏れがないという意味でご答弁を聞き取ればいいのかどうかを確認しておきたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。先ほど10%が上がってしまうという中で答弁しましたけども、具体的に国の基準というものに今回合わせますので、それが8階層区分ということになっております。そこに、うちのほうで、先ほど申しましたように、現状の保育料と乖離がないように、均衡を図るものとしてそれを合わせていきますと、合わせ方によって、なかなか100%全部が今までどおりという中では、それが調整がしにくいというところが出てきます。それが仮の試算でその程度いると、それは4月からすぐに適用するのではなくて、今度、市民税が基準になりますから、それが6月に決定します。準備期間を経て、それが新しい住民税によりますと、また市民税を基本としますと、9月から適用されると。ですから、この4月から8月いっぱいまでは今までどおりの料金といいますか、それを扱っていくということで措置を講ずるというふうな考えでおります。

そして、内閣府令が今回全部の条例の中を充足しているかというところでございますが、これは先ほど申しましたように、内閣府令及び子ども・子育て支援法第19条の支給要件、あるいは整備法による保育の義務という、それらを全部含めた中で、これらを全部充足しているという解釈でございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 10%の方々がなぜ上がってしまうのか、その理由なんですけれども、納税額が高いからということなんでしょうか。その辺のポイントがよくわからないんですけれども、ごく限られた方に影響が及ぶというポイントとなる理由は何なんですか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。今までの保育料の算定表は、市民税及び所得税の税額をもって区分けしております。そこを今度は、それらが所得税から市民税に変わります。そういう意味から、その額を逆算して調整していきまると、国の基準の区分、8階層あります。そのままでは、それ以上に乖離が出てしまう。それを細分化して現状にスライドさせ

ようとしているところがございます。これはなぜかと申しますと、子ども・子育て支援の関係から、保護者に負担をかけてはいけないという観点がございますので、そういう調整をしております。そういう中で、枠組みが8階層から10階層に分けて、その上、同じ金額でやりますと、なかなかそれがびたりいかないと。若干ボーダーラインについては上に行ったり下に行ったりいきますよと、そういうことがあります。ただし、これは現状での試算ですから、私、1割ということで申し上げましたけれども、実際、またその辺は検討していくと。ただ、上がるものについては、先ほど来申しますように、経過措置を設けて、保護者の負担が増えないようにもっていかうという考えを今のところしているところですので。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第12号ないし議案第15号、以上4件は教育民生常任委員会へ付託いたします。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第16号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 勝浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 勝浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 勝浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 議案第16号の介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いをします。本条例改正案は、保険料率の改正ということになっていますが、これは既に審議会の答申を経て提案しているということでもありますので、確認の意味でお伺いをいたします。現行の料率は今年度まで、来年度以降3年間の保険料率を改定しようというものでありますけど、現行の6段階の保険料が今後9段階になるということについて、9段階の中で数字を見てみますと、第38条第1項第1号に掲げるものは減額されるのですが、総体的には増額されるのかなという関連があります。大変申しわけありません。自分で調べなかつたのでお聞きをしておりますが、まず、この1から9がどういう該当者なのかということと、これについて保険料率がなぜこのように改定していくのかということについてお伺いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。今回9段階に変えました各段階ごとの、どういう該当者かというご質問でございますが、まず第1段階につきましては、保険料率が基準額に

対しまして、政令ですと0.5ですが、公費を投じた減額がございますので、0.45となります。これにつきましては、生活保護受給者、また高齢福祉年金を受給、また世帯全員が市民税非課税世帯というような区分がございます。第1段階から第3段階につきましては、世帯全員が市民税非課税世帯ということで、第2段階では0.75、基準額に対する0.75の料率でございます。第3段階も0.75ということでございますが、これは収入金額の合計120万円を超えるものということになっております。第4段階につきましては、本人非課税でございますが、世帯の中で誰かが課税される方がいるという形になりますが、これについては0.9、第5段階が基準額ということで、5万8,800円、それが基準額になります。これにつきましては、世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税であるが、前年の所得合計が80万円以上という世帯になります。第6段階以降につきましては、基準額から1.2、1.3、第8段階が1.5、第9段階が1.7、それぞれの料率になります。最後の第9段階につきましては、本人、市民税課税されておりまして、前年の所得金額290万円以上という方が対象となっております。以上です。

- 議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。
- 2番（鈴木克己君） 申しわけありません。その1から9の対象世帯がどのくらいになっておるのでしょうか。
- 議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。
- 介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。対象の世帯、第1段階から第9段階につきまして、世帯数につきましては、通常第1段階から第3段階につきましては、第1段階の世帯数で申しわけありません。1,579名です。
- 議長（岩瀬義信君） 答弁の途中ですが、11時10分まで休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 開議

- 議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き開議を開きます。
- 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。
- 介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。大変失礼しました。段階別のご質問で世帯数ということでございましたが、介護保険料は人数において算定しておりますので、人数ということでお答えさせていただきます。まず第1段階につきましては、1,502名ございます。第2段階で493名、第3段階467名、第4段階1,428名、第5段階822名、第6段階で1,017名、第7段階735名、第8段階391名、第9段階で347名でございます。申しわけありませんでした。
- 議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。
- 2番（鈴木克己君） そうしますと、基準である第5段階で822で、その前後の数字によりますが、総体的には保険料はアップされるという解釈なんでしょうか。また、その辺の今年度までと比較して、保険料率がどのような算定でこのようになったか。もう一つは、法律の一部改正ということですが、勝浦市、介護保険料についても、介護保険料は法律の問題ですが、国保料についても他と比較して非常に高い。水道料もそうなんですけど、そういうことが言われています。これは現実にもそうであろうと思いますが、ここの介護保険料も、法に基づいた形で算定されていますけど、この辺を特別に勝浦市として、勝浦市は他より保険料が低い市町村の市だということで、今後の移住・定住も含めて、そういうことまで含めて、保険料が市として下げること

ができるかできないのか、できなきやしようがないですけど、できるとすれば、その辺の検討をしてもらいたと思うのですが、それについてお伺いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。介護保険料の算定の基準としましては、3年間の介護給付費、これが幾らになるかということで、その推計を行いまして、その給付費から補助金を除いて、今回1億円の準備基金を投入いたしますが、それらを含めて、今言いました第1号被保険者の方で割り返すという方法で3年間の介護保険料、月額4,900円となりますが、そういう方法で算定しております。また、昨年度は前回5期、現在の計画ですが、それと比較いたすと70数円の若干の増加がございますが、これにつきましては、介護保険料、現在の計画は県内で6番目に高いと言われておりますが、今回4,900円、1億円投入し425円軽減されておりますが、そういうものも含めまして、県内の市町村では、今回5,000円を超える市町村が18あると聞いております。県内といえますか、国においても5,000円を超えるという試算も含まれておりますので、勝浦市の保険料は今回の分で引き下げられていくものと感じております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 今の議案第16号についてなんですけども、県内で6番目に高い介護保険料で、ぜひこの議案で下げて、下げる議案が提案されることを期待しておったのですけども、年間800円基準額で上がるということですが、下げる要因というのはないものかどうかなんですけども、なぜ800円プラスになったか、その要因は何だったのかということなんですけども、それについてご説明を願いたいのと、今回6段階から9段階に細分化されておりますので、これによって、これまでの5段階と比べると減額になる方がどの程度、各段階で生まれるのか、それがシミュレーションできておるようでしたら、ぜひご説明願いたいと思います。

この6段階から9段階に細分化することによって、メリットですね、その点についても全般的にどういうメリットが生まれるか、シミュレーション的にイメージができるものがありましたら、そういうこともあわせてご説明いただきたいと思います。

あと、議案第17号から19号に至る3つの条例案は、名称の変更で、単純に条例の名称を変更するというのも含まれているのですけども、なかなか小さい市は運営を新しく定員を変更するとか、多岐にわたった変更が行われておりまして、一読しただけでは十分理解しがたいということなんですけれども、これを詳細に説明していただきたいというわけにもいきませんが、ポイントとしてはどういう主な改正が行われようとしているのか、主要な点だけで結構ですから、今回の条例改正は何をどう変えようとしているのか、ポイントを絞って、主要点についてご説明を願えればと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。まず今回年額800円増額という形にはなっておりますが、この主な要因といたしましては、今回の計画の中で地域密着型介護保険施設ということで、認知症に対応しましたそういう施設、いわゆるグループホームなんですけども、これは期間内に1カ所、9人定員でございますが、これを整備いたします。また、通所と泊まり、そういうものを利用しました小規模多機能型居宅介護施設がございますが、これについても期間内に20人の利用を見込んでおり、1カ所設置することになります。また、地域密着型ではありません

が、広域型の特別養護老人ホームということで、いすみ市に1施設計画されておりますので、これは広域型でございますので、勝浦市の中の保険者の方も10名程度利用が見込まれるということで、その分を見込んで、給付の見込み額を算定しております。それよりも大きな原因といたしましては、どうしても高齢化の進行、そういうものがございまして、29年度では1,386名という要介護認定者を見込んでおりますので、90名程度増える見込みとなっております。こういった方々が居宅でのサービスを利用する、そういう部分で居宅介護サービス費用も上昇すると思われまので、こういう部分から総額が増えて、年額についても800円上昇した理由ということになっております。

また、9段階にいたしました、今回につきましては、国の介護保険法施行令、これが改正されて、きめ細かな、所得に応じた9段階の設定ということで、本市もそれに準じて設定したわけですが、これによりまして、今回の9段階の設定の中の第1段階につきましては、政令においては10分の5の設定率でございますが、今回新たに公費を投入いたしまして、0.45に減額されております。さらに平成29年4月になりますと、第1段階の0.45がさらに0.3、第2段階が0.75が0.5、第3段階につきましては0.75が0.7、それぞれ公費を導入しまして、減額する予定となっておりますので、前回に比べまして、かなり減額の幅が大きくなっているのではないかと考えております。一応そういった形のメリットは、ただ上昇分につきましては、所得が290万円以上の方につきましては、前は200万円以上という設定でございますが、今回が1.5から1.7に上昇する部分がありますが、それ以外、市民税非課税世帯につきましては、減額の幅が大きくなっているものと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 今、答弁漏れていらっしゃる。

○議長（岩瀬義信君） 大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） 失礼しました。申しわけございません。今回、17号から19号、これにつきましては介護保険法施行規則の改正によりまして、国の省令、基準の省令が改正されたことによりまして、それぞれ、勝浦市はその省令を基準の条例としておりますので、改正部分が出てきたわけでありまして、第17号と第18号につきましては、地域密着型の保険施設サービスの関係の条例になりますが、地域密着型については、住みなれた地域で、地域の住民と一緒に安心して暮らしていけるサービスということで、議案第17号につきましては、要介護1から5の方が利用できる8つのサービスについて規定した条例でございます。さらに議案第18号につきましては、要支援の方、介護予防サービスでございますので、要支援の1、2の方が利用できる3つのサービスについて規定されております。

まず議案第17号につきましては、主なものにつきましては、認知症対応型の通所介護サービス、これは市内に施設がございませんが、こういうものを利用して、泊まりのサービスを利用させる場合については届け出を求めることとして、報告の義務も課されます。78条の2の改正になります。また、小規模多機能居宅型介護サービス、これは介護予防の18号の部分も含まれますが、これについては登録定員を25人だったものが29人以下ということに改めまして、あわせて、これにつきましては居間及び食堂、合計した面積が機能を十分発揮できる適当な広さが確保されている場合につきましては、通いサービスによる利用定員を18人まで認めるという形になっております。また、認知症対応型の共同生活介護サービス、これはグループホー

ムでございますが、これにつきましては、現在整備するに当たりましては、1または2のユニット、これは9名定員でございますので、2つの設備、施設しか運営できなかったわけですが、これにつきましては新たに土地確保が困難である場合、そういう諸事情がある場合については3ユニット、3つの施設27名まで運営して差し支えない。これは113条1項のただし書きの追加になっております。また、複合型サービス、これにつきましては名称の変更、そういうことで、複合型といいますとなじみが薄かったということで、これにつきましては訪問看護、訪問介護を組み合わせ、利用者や家族の支援の充実を図るというサービスでございますが、これにつきましてはイメージといたしまして、こういうサービスをイメージできる名称といたしまして、看護小規模多機能型居宅介護という名称に改めるものであります。

議案第18号につきましては、認知症の通所サービスも先ほどと同じでございますが、小規模多機能型の居宅介護、これにつきましては看護職員が兼務可能な施設事業所につきまして、従来の同一敷地内に隣接する施設、事業所というものをさらに広げまして、介護老人福祉施設であるとか、介護老人保険施設、こういうものにも兼務ができると、44条6項の改正になります。

最後の議案第19号の改正でございますが、19号につきましては、指定介護予防の分でございますが、この条例は要支援の1、2という認定を受けた方につきまして、介護予防サービスを適切に利用できるように介護予防プランの作成、またサービス利用者との連絡調整を行うという内容の条例でございます。これにつきまして、サービスをつくった居宅介護サービス事業所、また、サービスをするほうの事業所、その意識の共有を図るために、そのサービス計画についてお互いに提出を求めた場合は応じるようにするという形の改正になります。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 高齢化の進展に伴って介護に要する費用が増大していくというのはありがたいことかと思うんですけども、制度の根幹を国のほうが定めておりますので、現行、国のほうの負担が、公費での負担が5割という形で進められておりますけれども、それは6割というように拡大していくとか、あるいは国の制度が現行の状態のもとで、自治体によりましては、一般会計から繰り入れを行って介護保険料負担の軽減を図っている自治体も出てきておりますので、国に対する制度改善5割から6割への公費負担の拡大をぜひ市町村からも求めていく必要があるのではないかと思います。そういう努力を一方で行いながら、自治体、この勝浦市の中で行えるあらゆる努力が求められているのではないかなと思うのですが、その点で、今、所得の低い方々に対する今後の軽減措置が示されましたけども、一層そういう手だてを求められていると思います。今回年額800円の値上げが提案されているんですが、これを減らす方向に持っていくために、今申し上げたような手だてを、国に対する制度の改善の要望と、そして勝浦市内で行える手だてを、一般会計からの繰り入れも含めて講じていくようなことも今後考えていく必要があるのではないかと思いますけれども、その点について見解を伺いたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。大鐘介護健康課長。

○介護健康課長（大鐘裕之君） お答えいたします。介護保険制度につきましては、公費5割、保険料5割という枠組みで運営されております。今回の第6期の計画におきまして、これは消費税の関係でございますが、第1段階につきまして、先ほど申し上げましたが、政令0.5の部分について0.45減額が行われております。さらに29年4月、消費税10%に対します対応といたしまし

て、第2段階、第3段階、市民税全員非課税、第1から第3までさらに軽減が増加されることとなります。今回の場合は法定の負担の割合、これは政令に基づきまして、新たに公費の負担が図られるものであります。国の負担については2分の1、県は4分の1という負担がございますが、これは一般の法定負担分のほかに、政令による負担が今回増えておりますので、保険料の軽減が、ある程度図られるものと思っております。

また、一般会計からの繰り入れということがございますが、先ほども申しましたが、繰り入れにつきましては、一般会計法定分で3億3,000万円の法定繰り入れでございます。それに対します特別枠といたします今回の部分で、市の負担分4分の1の負担があります。こういったものもありますし、今回の一般会計からの繰り入れにつきましては、国においての方針といたしまして、保険料の全額減免であるとか、一部減免すること、またそのほかに保険料を軽減するための一般会計からの繰り入れ、これにつきましても国は適当ではない、実施すべきではないという形がありますので、こういう方針を踏まえまして、勝浦市としましても対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 最後におっしゃられた一般会計からの法定外の繰り入れを国が禁じているわけではありません。国会答弁の中で、現に我が党の質問に対して、禁じるものではないと、答弁していますので、現にそういう自治体が生まれておりますので、そのことは確認しておきたいと思っております。今後、そういう点であらゆる機会を捉えて国の制度改善をぜひ求めていただきたい。それは県に対しても、また国に対しても直接言う場があれば、ぜひその声を上げていただきたいと思っております。一方で勝浦市で行うべき努力をいろいろな角度からぜひ進めていただきたいと思っておりますし、その中に一般会計からの法定外繰り入れも当然にやれないことではないということを一応念頭に置きながらご検討いただきたいと思っております。そういうことを申し上げて質問を終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第16号ないし議案第19号、以上4件は、教育民生常任委員会へ付託いたします。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第20号 平成27年度勝浦市一般会計予算、議案第21号 平成27年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第22号 平成27年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号 平成27年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第24号 平成27年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件を一括議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、議事の整理上、議案第20号 平成27年度勝浦市一般会計予算の歳入全般の質疑から行います。質疑に際しまして、事項別明細書はページ数をお示し願います。ページ数は31ページ

から53ページまでです。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 歳入全般ということでございますが、その前段としてお聞きしたいことがあります。当初予算案の概要の3ページに、勝浦市の予算編成方針（平成26年10月方針決定）ということで、この方針を定めて平成27年度当初予算を編成することとしました。四角の枠の中に3点ございます。その中には1点目として、国・県補助金等以外の財源についての活用も視野に入れ、調査検討する。2点目として、平成26年度までの事業計画で未実施の事業を最優先とする。3点目としては、滞納処分の強化等により市税等の収入の確保、受益者負担の適正化に努めるといふような方針が定められました。これに基づいて平成27年度の予算編成が組まれているものと思いますが、この1、2、3点について、もう少し詳しく説明をいただきたいと思えます。というのも、1点目の財源の問題、それと2点目の未実施事業を最優先することという内容、それと滞納処分の強化についてはそれぞれ担当課がありますので、どのようにお考えになっているか、もしくは財政課長のほうで一括でよろしいと思えますが、それについてお伺いします。

歳入の2点目としまして、32ページになります。市税の特別土地保有税、これは1,000円ということで計上されていますが、これについて、これまでも特別土地保有税、議会のほうでもいろいろ議論されております。そういう中において、滞納繰り越し分がどのくらいあるのかということと、課税されているながら滞納している、会社になると思えますが、会社名は結構です。件数についてお伺いさせていただきたいのと、これまで、昨年度については、どの程度滞納について納付されてきたのかということです。

もう一点、一昨日、全員協議会がありました。そのときの資料としていただいた中に、メガソーラー発電事業の計画として、千葉県勝浦市串浜地区24メガワット、2016年12月運転開始予定というものが入っておりました。これはこの特別土地保有税がかけられている場所になるかと思えます。会社名、ここでは申しませんが、ここについては以前から住宅開発という計画があって、それがずうっと十何年計画変更で、この特別土地保有税は計画がある以上は支払わなくていいという猶予期間がありますので、そういうもので計画変更されてきました。ところが今回これを見ますと、恐らくその場所であろうところが、メガソーラーの計画になるということについての、市のほうでも特別土地保有税のことについては、相手の会社と協議をしているはずですので、その辺がどういうふうな経緯でこのように変わってきたのかということが1点と、もう一つは、その計画地の中に市道勝浦荒川線が通っています。この勝浦荒川線も上野地区と勝浦中心地を結ぶ1級市道ということで、非常に通行量が多い中において、一部この計画区間のところは一切手をつけられないという状況が続いてきています。そういう中において、今後市道の改良を、新たに開発を計画しているところがどのように対処しようとしているのか。また、それが全く除外されるとなれば、市は今後、道路改良はまず必須条件だと思えますので、その辺を優先して行うことが必要になるのではないかというふうに思えますので、その点についてお伺いしたいと思います。

歳出のほうでもその関連事業がちょっと上がっていますので、それは歳出でお聞きいたしたいと思えます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関財政課長。

○財政課長（関 利幸君） お答えいたします。1点目のご質問でございますけれども、財政課のほうでは、例年、予算編成に当たりまして、注意事項、留意事項等をそれぞれ決定をいたしまして、各課等に通知をしておる次第でございます。その中の今、議員ご指摘のございました主なもの3点ということございまして、この国・県関係につきましては、当然でございますけれども、その他外郭団体等が、国・県等のお金を得てその活用による事業もいろいろあるようございまして、国・県等に係る各種団体等の活用事業も含めて予算編成に当たってほしいということをお願いをしているものもございまして、また、この通知の中には、ふるさと応援寄附金、これらの活用も踏まえて、財政のほうとしますと、通知をいたしております。

2点目でございますけれども、これも基本的には総合計画、基本計画、実施計画に沿って優先順位をつけて、予算のほうを査定をしているという次第でございますので、ご承知のように平成27年度は前期基本計画の第2次実施計画の中間年ということになりますので、その中間年に当たっての基本計画に沿ったものの事業を優先して予算のほうは計上しておるということでございます。

なお、未実施という形なんですけれども、私の今現在記憶する中におきましては、議員ご承知のように、平成22年から平成26年度まで、都市再生整備計画ということで既に完成をいたして施行しているんですが、キュステであるとか、学校給食共同調理場であるとか、勝浦駅のエレベーターであるとか、基本的には平成26年度までの主な箱物事業等に関しましては終わっているということで考えております。

次に、3点目でございますけれども、徴収関係、例年議会でも議題となっておりますし、市のほうも率先して取り組んでいるところもありますし、市長も、納めることができるのに納められない者については強い姿勢で臨んでいくということでお話もしておりますので、その反映として、平成27年度の予算に関しましては、インターネットの公売関係に係る経費、またはコンビニ収納、また、税務課のほうでは従来は地区担当を決めて徴収に赴いていたということございまして、これを班編成にして対応していくということで、臨時職員のほうも2名、予算のほうを計上させていただいておるところでございます。その他使用料手数料につきましても、徴収に対して未納がないように、税の取り組み等を踏まえて対応するように、財政部のほうではお願いをしているという状況でございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木克己君） お答えいたします。特別土地保有税の滞納額でありますけれども、現在のところ2,459万2,820円が滞納となっております。件数につきましては37件でございます。

昨年度納付された特別土地保有税の額はゼロ円でございます。

また、メガソーラーの串浜地先の住宅開発からメガソーラーの開発に変わった経緯でございますけれども、当初住宅開発として計画されておりましたが、それを行おうとしていた企業が資金ぐりの関係だと思っておりますが、それがなかなか難しいということで、ずっと延び延びになっておったものでございます。特別土地保有税は、その開発行為が取り下げられていないために、ずっと徴収猶予が続いておりました。それを昨年別の業者がメガソーラーをやり、林地開発をしたいということがあり、もともとの土地所有者がその土地を賃貸借で提供し、開発しようとして、今回の計画が具体的に上がってきたものであります。

ちなみに保有税がどうなるかということなんですけれども、以前の議会でもお答えいたしましたけれども、

土地所有者が開発行為を行えば、工事が完了した後は非課税土地になるものでございました。それが今度は第三者に土地を提供して、貸して、それで第三者が開発した場合は、これが免税土地に変わります。結果としては、特別土地保有税はゼロ円になるというものでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君）　続きまして、藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君）　お答えいたします。勝浦荒川線のメガソーラー開発予定地の林地開発についての道路改良の件でございますが、こちらは、今事業予定者と協議中でございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君）　ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君）　最初に質問しました基本方針の関係については、今年の予算書を内容をいろいろ見ましても、非常にきゅうきゅうとした予算になっているというふうに思います。目新しいというか、新しい事業がなかなかできにくい。ただ、今年度までやってきた都市再生整備計画で事業を行ってきた、市長も箱物と言っていましたので、箱物と言いますが、これが完了して、これを今後いかに効率よく使っていくかが問われることになります。そのための財源確保というのは市として必須の問題となりますので、ぜひともその辺を財源確保をした上で、特にキュステの利用については、教育委員会含めて力を入れて、これが市の発展につながる一つの核となるようにぜひともお願いをしていきたいと思っております。

滞納処分の強化、先ほどコンビニ収納を4月からやると。以前からどうなんだという話が出ていましたが、鈴木課長がいろいろ研究した上で今回このような運びになりました。これは、勝浦市特有の武道大学生なり、若者なり、また納めたくても役所が遠かったり、銀行が遠かったりという方もいる中において、コンビニが非常に多くなっていますので、非常に有効な対応だと思っております。評価させていただきます。

串浜のメガソーラー開発については、いろいろあって、今回第三者が計画をすることになったということでございます。メガソーラー勝浦、この前の私有地を含めて3つ、勝浦東急のところは今年度から事業が始まるようです。それとともにここもできれば3つのメガソーラー、メガソーラーの今度市になってしまうというような状況ですけど、この串浜地先の計画が二、三年でできなければ、特別土地保有税が復活する、頓挫したら、また復活するのでしょうか。その辺お伺いします。第三者がやるというということですが、2016年12月からなので、具体的な計画になっていると思っておりますが、その辺がわかればお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君）　答弁を求めます。鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木克己君）　お答えいたします。まず完成と特別土地保有税の時間的なことでありますが、現在の法律ですと、保有税の猶予期間が平成28年3月31日までとなっております。この間に工事が全部終わるか、もしくは、大体5割以上完成していれば、保有税のほうは免除となる方向でいます。千葉県に問い合わせしたところ、全国でこういうケースは散見しているとのことで、今後、地方税法の改正があるかもわからないんですが、それが仮になかったら、先ほど申し上げた時限的なもので、保有税がかかるおそれがあるということになります。

続きまして、メガソーラーの具体的な計画ですが、これは私がちょっと聞いただけのことでありますが、当初の住宅開発を取り下げ、新たに林地開発の計画を出すということが書類で決裁で回ってきておりますので、具体的にやると聞いております。

開始の時期ですが、あそこは農地も絡んでおりまして、農業委員会の決定、そういうものを待っていると、遅くとも9月ぐらには工事が始められるのではないかと聞いておりますが、これも担当課ではちょっと話がございませぬので、聞いた話ではそのように聞いております。やるという方向で、税務課はそう思っておりますので、今後の状況を見ていきたいと思っております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 私からは1点だけ、31ページ、市民税についてお伺いいたします。予算の概要説明の中で、納税義務者の減少が原因で前年度比1,596万4,000円の減という説明でありました。法人税は微増しているものの、特に個人で見ると、2,363万円の減となっております。人口の社会減は何とか食いとめるとしても、自然減は避けられない状態の中で、今後、個人市民税がどのように推移していくと考えるおられるのか、予想しておられるのかお聞かせいただきたいと思ひます。また、この市民税減収を防ぐためのどのような対策を考へておられるか、もしあればお聞かせください。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木克己君） お答えいたします。納税義務者の推移、減少なんですけど、これは毎年、年度によって若干開きがあるんですけど、平成25年度から平成26年度においては、納税義務者数230人ほど減っております。この中には家屋敷課税の方も入っておりますので、単純に勝浦市の人口の納税義務者がそれだけ減っているかということとは言えないものだと思いますが、全体といたしましては、納税義務者はどんどん減っていつているのが現状であります。また、高齢化が進んでいるために、昨年度は退職されて、退職のときに所得税から住民税一括に支払われるものなんですけど、それが多かった。要は退職者が多かったために個人住民税はさほどの好調を見せなかったのですが、その退職者も常に循環しているわけではなく、一定の市民が年齢が行って退職して、その次、またその次の年からは個人住民税が入らなくなってしまうことが循環的に続いていきますので、納税義務者が減り、高齢化が進むということは、ダブルで課税客體、いわゆる調定額が減っていく要因になっております。これをいかにして阻むか、それは人口が増えるか、また若返るか、それ以外に安定した市民税の徴収は難しいかなと思ひます。景気がよくなり、個人所得が増えて、それで若干の兆し回復は見られるかもわかりませんが、将来に及んで安定して個人住民税が増えるということは、人が増え、若返る、それでないと、この税に関しては難しいかなというふうに考へております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 39ページの衛生手数料のうちの清掃手数料、このうちの塵芥手数料で一般廃棄物収集分が2,778万円というのが補足説明に計上されているのですが、この中身につきましてご説明をお願いしたいと思ひますけども、今ごみ処理手数料を上乗せしたごみ袋が利用されているわけですし、プラスチックとかペットボトルとか、リサイクルしておりますけども、そういった費用もこの中に入ってくるのかどうか、そういうことも含めて、塵芥処理手数料として歳入の中の内訳、特にごみ袋代とか、リサイクルされたものの収入、それがリサイクルの品目ごとに教えていただきたいということと、この塵芥処理手数料の4,200万円の内訳が一般廃棄物持ち込み分とか、事業系廃棄物持ち込み分とか分かれておりますけれども、それらについても内容が細かく中身が違うものがあるのであれば、その中身も含めてご説明いただきたいと思ひます。

います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。齋藤清掃センター所長。

○清掃センター所長（齋藤恒夫君） お答えいたします。最初に、39ページの塵芥処理手数料の4,225万2,000円の内訳ということで、そちらのほうに一般廃棄物の収集分が2,778万円、これの内訳につきましては、積算根拠といたしまして、平成25年11月から昨年10月までの実績をもとに積算いたしました。まず20リットルの分が月平均1,200枚、これが200円でございますので、この1年分といたしまして288万円、次に30リットル入りということでございまして、月平均2,200枚という推計をいたしまして、これが300円でございますので、これで1年分792万円ということでございます。次に、40リットル分につきましては、月平均3,500枚という形で見込みまして、これが400円となりますので、1年間で1,680万円ということになります。これに粗大ごみの収集分として月平均30枚という計算で1枚500円になりますので、1年分で18万円、これを合計したものが2,778万円ということになります。

続きまして、一般廃棄物の持ち込み分ということでございますけれども、これにつきましては、じかに市民の方が清掃センターのほうへ持ち込んでいただく分につきましては徴収しているものでございます。これが月平均1,400キログラムとして、これが年間月5万6,000円程度と見込みまして、年間67万5,000円という形で見込んでおります。それに持ち込みの粗大ごみ分、これを月10万円という形で見込みまして、年間で120万円ということでございます。その下の事業系の廃棄物の持ち込み分につきましては、飲食店の方とか、いろいろ商売されている方が実際に清掃センターのほうへ持ち込む分でございます。これを年間の平均で月105万円程度、年間1,260万円というふうに見込んでございます。これが塵芥処理手数料の内訳ということでございます。

続きまして、リサイクル、資源ごみの関係でございますけれども、これにつきましては、予算書で申し上げますと、51ページの衛生費雑入の中の資源物の売却代金ということでございます。これの積算でございますけれども、これは平成26年度の実態を推計いたしまして、プラス単価につきましては、商店とか業者からの見積もりを取って積算しております。まず、アルミ缶とかスチール缶、これにつきましては量的には7.27トン、金額にいたしまして456万9,696円、粗大金物、これにつきましてはおおよそ11.35トン、466万5,979円、小型金物につきましては2.40トン、31万1,040円、自転車につきましては0.73トンで17万9,755円、段ボールとか新聞とかの古紙につきましては67.63トンで、1,062万360円、衣類につきましては6.40トンで76万8,000円、ペットボトルにつきましては6.28トンで244万1,664円ということで、見込み量といたしましては、100トンちょっとということで、部分につきましては、今の合計額で2,355万6,494円ということでございます。それに、ビールとか瓶の分の算出見込みで、キロになりますが、2,391トン程度ということで、売り払い金額は7万8,960円で、合計で歳入予算であります2,363万5,000円という見込みをしております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって一般会計予算歳入の質疑を終結いたします。

○議長（岩瀬義信君） 続きまして、一般会計予算歳出全般の質疑を行います。

質疑に際しまして、事項別明細書はページ数をお示し願います。ページは54ページから209ページまでであります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 私からは5点お伺いいたします。まず、70ページ、総務費の中の総務管理費、産官学連携事業についてお伺いいたします。こちらは千葉商科大学の経済学研究所との連携事業かと思いますが、こちら複数年度にわたって行われている事業かと思いますが。これまでの成果の概要とその成果について、今後発表する機会があるかどうか、その機会の有無についてお伺いしたいと思います。

2点目、121ページ、合併処理浄化槽設置促進事業についてお伺いいたします。説明書を見ますと、10人槽の浄化槽への補助金として、単独転換、くみ取り転換、それぞれ1基分の補助を見込んでおられます。この10人槽の浄化槽を導入する方というのは、どういう方を想定しておられるかお聞かせください。

3点目、140ページ、農林水産業費の中の小型漁船漁業就業者確保育成事業についてお伺いいたします。この事業のこれまでの活用実績についてお聞かせください。

4点目、158ページ、土木費の中の勝浦駅前広場維持管理経費についてお伺いします。この中の工事請負費として勝浦駅南口駅前広場施設改修工事費440万円が見込まれておりますが、この事業費の詳細についてお聞かせください。

最後、5点目、188ページ、教育費の中の芸術文化交流推進事業の映画上映委託料についてお伺いいたします。第1弾が「アナと雪の女王」ということで、私も非常に楽しみにしておるんですが、こちらの事業、市民の皆さんからも期待が非常に大きい事業でもあります。本年度9回の映画上映が予定されておりますけれども、今後、どのような映画を上映していくかが非常に重要になってくると思います。ですので、今後の映画の上映について、映画の選定をどういう形で行っていくかお聞かせください。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。産官学で行っております勝浦市総合活性化調査委託業務の内容について申し上げます。本事業につきましては、複数年度ということで、平成25年度から平成27年度までを予定してございます。まず、初年度の平成25年度につきましては、現状の調査ということで、商業と観光によるにぎわいのまちづくりというものをテーマにしまして、調査のほうを行っております。あと、商業と観光に関する住民意識調査、これはアンケート調査でございますけれども、アンケート調査を実施しております。また、加えまして、商業、観光関連企業実態調査、これもアンケート調査を行いまして、これについては冊子のほうを調査結果としてまとめてございます。

次に、平成26年度につきましては、現場に入りまして、子ども朝市授業というものを開催いたしました。また、一店一品事業というものについても行っております。発表の場につきましては、今月の26日に報告会ということで予定をしているところですが、どうしても学生が年度末ということで参加できませんが、先生方が来て報告会ということで実施をする予定でおります。

あと、平成27年度につきましては、案といたしましては、引き続き子ども朝市のほうをやっていければというふうに考えている次第です。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、齋藤生活環境課長。

○生活環境課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。10人槽の想定でございますけど、これにつきましてはほとんど実績はございませんけれども、一応国の定める要綱、また本市で定めている要綱の中で10人槽ということで設定させていただいております。これにつきましては、また家族構成等、先ほど言いましたように実績がございませんけれども、そういうご家庭もあるという想定から、毎年計上はしてございますけれども、実績のほうは余りないという状態でございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。小型漁船漁業就業者確保育成事業、こちらの活用実績でございますけども、残念ながら実績はございません。この事業は平成26年度から実施いたしましたけれども、やはり沿岸小型漁業の新規就業者確保というのは重要でございますので、今後とも引き続き、県水産事務所または漁業協同組合、こういったところと連携を図りながら、進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。駅前南口広場の施設改修工事費についてでございますが、現在はタクシー、一般バス、各停車位置のシェルターを老朽化のため取り壊したところでございますが、そのうち、勝浦駅の階段に一番近いところのバス乗車場についての1カ所に新たにバスシェルター、待ち合いのシェルターを取りつけるものでございまして、工事費と製品、また設置費用ということでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。今後、映画上映についての選定の考え方でございますけども、次年度におきましては、まず映画上映は、子供向けの映画上映、それと大人向けの映画上映という2つの大きな区分けで考えてまいりたいと思っております。子供たちに人気がありまして、またなるべく旬な、青少年健全育成のためにふさわしい映画を選定して、順次上映していきたいと考えております。また、大人向けにつきましては、当然子供たちにも見る機会があると思しますので、大人向けとしてふさわしい映画、なるべく新しい映画を上映していきたいと考えておりますけれども、過去に勝浦市ゆかりの古い映画もございますので、その辺も考慮しながら、近くに映画館がございませんので、なるべく市民の皆様方に映画を上映して楽しんでいただくというようなことを念頭に選定してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） まず、産官学連携事業について再度質問いたします。今月26日に報告会があ

るということで楽しみにしております。一方で、千葉商科大学の学生が参加できないということで、ぜひ学生による発表も聞きたいと思っておりますので、これについては引き続き次年度も学生による発表ができるようにと期待しております。これについてはご答弁は結構です。

合併処理浄化槽の設置促進事業についてお伺いします。現在のところ10人槽の浄化槽の実績はこれまでないということでありましたが、これまで予算委員会、決算委員会の中でも質問させていただいたんですけども、20人槽以上の大型の浄化槽を設置する場合にも補助をする自治体というのが多くございます。それに対してお答えとしては、営利目的で行う事業所に対する補助は非常に難しいと。また事業所の自己責任でやっていくしかないのので、大型の浄化槽に対する補助はなかなか難しいという答えでありました。しかし、市町村、特に水産業だったり、製造業等が基幹産業になっている自治体においては、小規模な自治体でも、例えば20人槽以上、50人槽以上の浄化槽まで補助の対象にしている自治体もございます。ですので、事業用であるか、そうでないかを問わず、20人槽以上の浄化槽の設置についても検討をお願いしたいんですが、これについてお考えをお聞かせください。

次に、勝浦駅前の維持管理経費についてお伺いいたします。バスシェルターを取りつ付ける工事についての予算だと、よくわかりました。このバスシェルターがどのバスを対象にしているものか、例えば高速バスもこのバスシェルターを使えるようになるのか、その点についてお聞かせください。

次に、芸術文化交流推進事業についてであります。この映画の上映の作品の選定の仕方によっては、非常にありきたりな作品を流してしまったり、せっかくのすばらしい機会がちょっともったいないものになってしまう可能性もあります。ですから、映画の選定方法というのは非常に大事であると思っております。子供向けに対しては、人気があって、旬で、健全なものということで、確かにそのとおりではあるんですけども、大人向けの映画に関しては、大ヒット作でなくても、文化的に非常に価値の高い映画であったり、いわゆるミニシアター系の名作を上映することによって、全国に勝浦市が新しいことをやっているなどアピールする機会にもなります。ですから、映画の選定方法について、今後市民も参加できるような形の委員会のようなものを設けて、そこで選定を検討できないかということに対してのお考えをお聞かせください。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。齋藤生活環境課長。

○生活環境課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。20人槽以上の合併浄化槽につきまして、事業所に対しての補助ということ、確か昨年決算委員会の際にも私のほうで答弁させていただいたと思うんですけども、その前の答弁で、やはり営利目的の中での補助金事業、また国・県の補助、それを活用しての市の浄化槽の補助事業でございますので、その辺もでございますので、一応研究はさせていただきたいということでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。バスシェルターについて、高速バスの利用についてということでございますが、たしか現在のところ高速バスは駅前の広場に乗り入れていないと聞いております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えをいたします。3月の議会終了後なんですけども、今回も歳

出で予算計上させていただいております交流センターの運営協議会を開催する予定でおりまして、まずその中で議員ご提案のありました市民参加型の映画上映の選定、その辺も議論していき、その辺の意見も聞きながら、市民参加するほうがよいということになれば、その辺もまた検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 順番が前後いたしますが、勝浦駅南口駅前広場のバスシェルターについてお伺いします。高速バスが現在、集合場所というか、待ち合い場所が屋根がないという状態で、このバスシェルターができるのであれば、そちらに高速バスのほうの待ち合い場所を移動していただくということが可能かどうか、ご検討いただきたいなということで、これについてはご答弁は結構です。以前、高速バスの業者さんに、立ち話で、何とかロータリーのほうに行ったほうが市民にとっても利便性が高いのでどうなんですかねというお話をしたところ、ロータリーを回ると、それだけで3分、5分のロスになってしまうので、ちょっと現状難しいですというお答えもありました。以前、市長のほうもロータリーはちょっと不効率なので、改善したいというお話もありました。それも含めて、今後、高速バス、あるいはバスの待ち合い場所というのを総合的に検討改善していただきたいと思います。これは御答弁は結構です。

先ほど2回目の質問で漏れてしまったのですけれども、小型船の新規就業者の件についてであります。これが現在農業のほうでは青年の就農給付金事業ということで450万円設定されております。浜勝浦にこの基金というか事業費を活用したものではないのですが、長野のほうから漁業をやりたいということで、漁師さんが新しく今漁船で修行してくださっているのですけれども、まちが生き返ったようになりました。この育成事業自体を知らない漁師さんもまだまだたくさんおられます。勝浦で漁業をやりたいという方もたくさんおられますので、勝浦はこういう事業をやっているんだということを、ぜひとも大々的にというか、もっとアピールをしていただきたいと思います。これについてもご答弁は結構です。

最後に、芸術文化交流推進事業の映画の上映についてであります。今後、議論をしていただくということですので、ぜひこれもお願いしたいと思います。今後この1年間で何を流すかによって、市民がこの事業に期待するものが失望に変わらないように、本当に一生懸命何を流すかという部分について選定をしっかりとっていただきたいと思います。答弁は結構です。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 特別委員会もありますので、数点に抑えて質問させていただきます。まず1点目に、69ページ、ふるさと応援寄附者特産品等贈呈事業についてお伺いします。このふるさと応援基金の環境もいろいろ改正があつてということの対応だと思いますが、今回ここに明細書に記されている内容は、寄附者約1,000名、1件3万円程度の寄附を想定した上での予算計上ですが、これらについて、今決まっているというか、これについてどのような業務をするのか、3万円以上のものなのか、もっと下へ下げて、1万なり2万なりなのかということと、寄附が50%、これも予算上の数字というか、これをもっと細分化する予定があるのかどうかについてお伺いします。それと、我々の品として、これは特産品である勝浦の品ということになると思いますが、どのようなものを想定しておられるのか、お伺いします。

次に、予算が組まれていないことについての質問でよろしいでしょうか。カツオまつりが水

産業費の中にありませんでした。カツオまつりは中止するという事になっての予算計上なしだと思うのですが、私はカツオまつり、これまで十数回やってきている中で、市の職員の方、また小売り業者の方、いろいろ苦慮してこれまでやってきたと思います。昨年も雨の中での開催だったと思いますが、当初の目的は、恐らく達成されたのではないかと思いますし、来年度、未実施、やらないということについては、私も何ら問題はないと思います。ただ、このカツオは勝浦の一つの特産品ということになりますし、これをもっと普及啓発させていくためには、カツオまつりだけではなくて、ふだんからカツオについて、市内の業者を含めて、自分らが特産品だという認識のもとでやっていく必要があると。小売店にしても、業者にしても同じだと思うのですが、それらを含めて、一昨日の一般質問の中でもちょっと触れさせてもらいましたが、そのとき観光商工課長の答弁で、月1のイベント等も計画したいよという話もございました。そういう中においても、ぜひともカツオを取り上げたようなイベントを開いていく予定があるかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

まず、カツオまつりをやめたいきさつが恐らくあると思いますので、その辺についてお伺いした上で、観光的なことについてもお伺いしたいと思います。

147ページの海水浴場開設事業、私、議員になってから2回ほど海水浴場については一般質問させていただきました。これまであった6海水浴場、ここに一つ設置すれば、守谷・鶴原のような大きな有名な海水浴場のほかにも、小さい、地元のための串浜海水浴場であるとか、また、太平洋に直接面した豊浜海水浴場であるとか、それぞれ特色のある6つの海水浴場をずっと運営してきたわけですが、来年度の予算の中には5海水浴場となっています。減らしていくことは予算の節減からも非常にいいことなんですけど、これに至った経緯について説明を求めたいと思います。

次に、153ページ、社会資本整備交付金事業の中で業務委託料がございます。これは簡単で結構です。どのような事業か、また橋りょうはどのようなところを点検していくのかというところについて、橋の長さが10メートル以下、78橋とありますが、どういう点検をして、その点検結果においては、耐震等の問題もあると思いますので、その辺の内容について教えてください。

同時に、153ページの市道維持管理経費、先ほど串浜の開発の関係でお話しましたが、勝浦荒川線、1級市道で以前から幅員が狭いなど、木がかぶさっていたのと、毎回毎回問題がありまして、都市建設課のほうにも要望が多いと思います。昨年大雪で木が大分倒れまして、その木を切り払ったおかげで非常に明るくなっているんですけど、まだまだかぶっている木が多くあります。ここを通っている上野地区の人たちからは、もっと何とかならないかというような要望も私どもも受けていますし、市のほうにも出していると思います。今回、伐木業務委託料で80万円とありますが、この80万円のボリュームはどのくらいなのか、お伺いしたいと思います。

最後に、社会教育費の188ページ、先ほども前段者からあったと思いますが、キュステの利用、公演委託料1,986万円なんですけど、音楽コンサート1、2、3、4と、その他イベント、映画上映ということでのっています。音楽コンサート1点300万円が2回、200万円が1回、100万円が1回、10万円が1回と、これはコンサートの内容なり出演者の内容なりによってその金額があると思う。これは恐らくざっくりとした計算のことだと思いますが、これに対する歳入として、52ページになりますけど、教育費雑入があります。入場料収入ということで、恐らくこれに対

応したものをのせてきているんだらうと思いますが、これでいくと、約半額を市の補助ですよ。収入で得て、もう半分は市の経費を使ってというふうな計画になっているようですが、私はキュステのコンサート等については、民間が貸してもらってやるのであれば、それはその方たちの公演ということで、全額そこで入場料を取ってやって、もちろん赤字にしないようなコンサートをやるでしょうけど、行政がやる大きなコンサートについても、私はこのところは半額出しているのは、行政もうけちゃいけないであれば、少なくともとんとんというか、同じぐらいの収入を得ても問題ないんじゃないかなと。逆にそれぐらいの人が入ってくれるようなものを企画していくことが必要じゃないかとは思いますが、市民へのサービスということを考えて、このようなことになっているんだらうと思いますが、その辺について、考え方をお示しいただければと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。ふるさと応援寄附金の関係でございますけども、現行で既に行っている事業と、これから平成27年度に向けました改善点というか、その辺の案でございますので、比較するような形で答弁させていただきます。

まず、寄附の方法につきましては、現在、現金のみによる納付です。これをクレジットカードや銀行振込、コンビニ等での振込が可能になるような形にしていきたいと考えております。

次に、寄附申し込みは申込書の送付による手続のみで、手続が非常に煩雑でした。これにつきましては、市のふるさと応援寄附金制度情報というものを閲覧できるようにいたしまして、寄附申し込み決済までインターネット上でワンストップで完結するシステムを導入する予定にしております。

次に、謝礼品の関係ですけれども、謝礼品を受け取るためには、これまで50万円以上の寄附が必要でした。それを、先ほど3万円というお話だったですけども、これを1万円以上というふうに、寄附で謝礼品を贈呈するような案と思っております。

次に、寄附者が謝礼品をこれまで選ぶことができませんでした。これにつきましては、これから市内業者から広く謝礼品を募集いたしまして、さまざまな種類の謝礼品の中から寄附者が選んでいただけるようなシステムのほうに変えていきたいと考えております。

また、どのような謝礼品を考えておりますかということにつきましては、基本的に農水産物、勝浦市の特産品でございますけども、アワビとかイセエビとか、そういう類とか、あと米とか、ほかにもおもしろいのは、釣り船の乗船券とか、ちょっと変わった勝浦市の特色のあるようなものなども検討していければなというふうに考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、関農林水産課長。

○農林水産課長（関 善之君） お答えいたします。カツオまつりの今回予算に計上しておらない理由でございますけれども、カツオにつきましては、近年、数年来前より全国的にカツオ漁におきましては、水揚げの多い年とか少ない年、こういったものがその年によってばらついております。ただ、国の科学的根拠からのお話ですと、カツオ資源量は全体的に減少をしているとお話も伺っております。このようなことから、勝浦市も例外ではなく、その年々で水揚げ量のある年ない年、この変動が大きくなってきております。

また、このカツオまつりにいらっしゃるお客様につきましては、カツオの購入を一番に目当てに来ておりまして、本数が少ないと、短時間ですぐさばかれて、苦情も受けていたところで

ございます。そのようなことで、水揚げ時期の変動や来客者の方、この方は小さいカツオではなく、3キロ程度、こういったカツオの購入を望んでおりますことから、一定量を確保する、カツオを確保することが盛漁期の終盤やその時期の変動により、難しくなっている状況でございます。

もう一点、カツオまつりに来て、購入されると、私どもといたしましては、できれば、これまで午前中行ってたところですけども、朝市とか商店街を回って行っていただけの一番よいことだったのですけども、なかなかうまくいっていない状況でございました。

これらのことを合わせまして、ほかのものと合わせて、何とか今後工夫して、何らかの形でできればいいかなと思っている所存でございます。今回、予算計上しなかったことにつきましては、以上のようなことでございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。今回、予算に計上いたしました5つの海水浴場は、豊浜海水浴場、勝浦中央海水浴場、鵜原海水浴場、守谷海水浴場、興津海水浴場の5つでございます。今回、開設しない串浜海水浴場でございますが、議員もご承知のように、ここにつきましては遊泳エリアのところの砂浜がもう数年来、非常に少なくなっている。そのようなことと、ひとつ見通せるところに勝浦中央海水浴場もある。そんなような立地的なものも含めまして、今回、勝浦の観光協会長、また観光協会の串浜支部長、串浜区長等々とも協議いたしまして、いかがなものかということで、そんな中でやむを得ないのかなと、そんなような話し合いの中で、今回、開設しないというような経緯となりました。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。まず、道路ストック総点検業務についてでございますが、今回は路面性状調査を行う予定です。内容といたしますと、路面計測を機械的に計測いたしまして、ひび割れやパッチング数、手直しの穴などを手直したパッチング、わだちの折れ、縦断に走っていく方向に対してでこぼこであるとか、そういうものを調査するものでございます。

次に、道路橋定期点検業務委託のほうでございますが、こちらにつきましては、今回は橋長10メートル以下の橋についてでございますけれども、道路橋の各部材の状況を近接目視で把握しまして、それを診断して、必要な措置を特定するために必要な情報を取得する作業でございます。いずれも老朽度を調査いたしまして、今後の整備計画を進めていくための資料にするというようなこととなります。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。私のほうから、公演委託料の歳入歳出、その辺の関係でございますけども、議員おっしゃるとおり、確かに歳入歳出、チャラになれば、市の財政的には一番いいというふうな認識は持っております。そのもとに、公演につきましては、それこそジャンルも音楽、ミュージカルとか演劇とか、さまざま考えておまして、その中で、なるべく入場者を多く集めるためには、高額な、有名なジャンルの人たちを呼べばいいということになりますけども、それだけ歳出が増えてしまう。逆に、なるべく公演料が安ければ、入場者もまた減になってしまうということで、その辺の兼ね合いというのが非常に難しいところでございますけれども、来年度の予定の中にも、県の補助事業とか、自治総合センターと、一般

財団法人なんですけども、その辺と協力しながら、なるべく歳出を抑えたような事業も取り組んでおります。これから本格稼働、12月にオープンしてから、平成27年度は本格稼働ということで、1年通して気を引き締めてやる覚悟でおりますけれども、その中で実績を見てみないことには、最終的にはこうだと言いつくるところはございませんけれども、今後、議員ご指摘のとおり、なるべく歳入歳出、その辺がうまく調整できるような事業選択、さらになるべく入場者が多く増えるような、そういう企画をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） 失礼いたしました。1点、漏れてございました。業務委託料の市道伐木業務委託についてでございますけれども、こちら、議員ご質問のボリューム、量ということではちょっとお願いをしておりますと、市道の樹木の状況は時々によって違いますもので、こちらはケース・バイ・ケースで業務の委託をお願いしているところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） もう一点、答弁もらっていないのがあります。朝市でのイベントでカツオをどうするか、カツオ関連をやることも提案したいと思っておりますが、それについて観光商工課長の答弁をいただきたいと思っております。

カツオまつりはわかりましたし、海水浴場、串浜の海水浴場を平成27年度から取りやめるという選択でした。そのほかにも、勝浦の海水浴場はそれぞれの入り江が違うし、海岸の状況が違うしということで、非常に人気の高い海水浴場ですし、4年前の3.11から海水浴場対策もいろいろとやってきております。そういう中において、今後、観光の一つのとか、昔から海水浴場は房総屈指の勝浦海水浴場ですので、これをもっと安全性の高い海水浴場にするためには、それなりの予算を使わなければいけないという中において、ひとつやめた部分をそのまま減らすんじゃなくて、今までの枠を確保した上で、そういう安全対策に力を入れていただきたいなというふうに思うんです。津波のときの対応も、今までであれば、監視所からの放送とか、ライフセーバーなりの教育をしていると思いますが、もう一つは、津波が来る、例えば、そういう状況になったときに、オレンジフラッグとか、そういう対応をしている海水浴場もあるんですが、そういうものも導入した上で、できればお願いをしたいなど。以前に議会の中ではなくて、観光商工課長とそういう話もした経緯もあるんですが、その辺のこと、やっているんであれば失礼しますが、やっていないんであれば、そういうことをやられればと、実際、夏、自分が海水浴場で泳いだのは40年ぐらい、もっと前になってしまうんで、最近の状況、実際の様子がかめていないんですけど、私も行政にいた中ではそういう対応、海水浴場を減らして、その部分をほかにもっと回せるのではないかとこの考えを持っていましたので、もう一度お聞きしたいと思います。

道路のほうは、それこそ市の生活に密着したものでありますので、いろいろ最近予算がなくて予算がなくてという話を聞きますが、2級、3級になるような市道の痛みが激しいところがかなり目立っていますので、ぜひともそういうところにも目を向けて対応していただければと思います。

伐木ですが、ボリュームはわからないということで、ケース・バイ・ケースということですが、実際、勝浦荒川線通っていると、雪倒れの木が処理されたおかげで、非常に明るくはな

っていますが、トンネル出入り口とか、まだかぶっていて、大風の日とか、大雨の日は非常に心配になる部分が多くありますので、ぜひともこの市道、特に上野地区と勝浦中心部を結ぶ1級道路ですので、もっと加速的かというと、今回、太陽光発電の関係、今協議中ということでございましたけども、それはそれとして市道の改善をやっていただきたいなど、80万円じゃなくて、200万円、300万円、こういう予算計上しても私は問題ないじゃないというふうに思うんですが、その200万円、300万円どこから持ってくるかということになります、そのくらいの力を入れて、ぜひともやっていただければというふうに要望をしておきます。

最後に、コンサート関係の公演委託料ですが、雑入の収入を見ますと、基本的に400人、826人でしたか、入るところに約半分の入場者を見込んでの数字ですので、これが満席になれば、当然少しは収入が経費を上回る形になっていますので、ぜひとも満席になれるような、そういうものを選んでいただければと、市長は非常に音楽的には詳しい方なので、またそういういろんなツールを持っていると思いますので、ぜひともそういうところを踏まえてみんなが楽しんで、いっぱいになるような、そういう企画をぜひともお願いしたい。収入400人で、ここが200人だったらまた赤字になってしまいますから、400人以上になれるような対策をお願いしたいと思います。そこについても答弁は結構です。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。最初、申しわけございませんでした。例のカツオの関係でございますが、先日は一般質問の中でも月1回程度、仲本町、下本町を利活用した朝市活性化のためのイベントを行いたいというお話をさせていただきました。確かに勝浦市はカツオというのはブランドでございます。そういったものをどんどん売り出していくというのも、これも一つの集客の戦略とっております。しかしながら、今回私どもがやろうとしている月1のイベント計画なんです、あくまでも主体が朝市の関係者、また中央商店会の関係者でございます。そちらのほうともいろいろ協議しながら、なるべくそういったこともできるような方向で検討していきたいと思っております。

また、オレンジフラッグの関係でございますが、3.11の津波の震災以降、うちのほうでもライフセーバーが見ている監視塔のところで有事があったときには、オレンジフラッグが垂れ下がるような手当てもしております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 105ページ、放課後児童健全育成事業、先ほど午前中に条例関係の質問で同僚議員からありましたけれども、今度小学校低学年から小学生にするということで、186名が今度利用するという、非常にいいことなんですけれども、問題なのは、放課後ルームを行う施設、とよはま、おきつ、うえの、ふさのに関しては、定員40名と午前中の答弁でありましたけど、40名未満ですのでいいんですけど、特にかつうら第1は50名以上ということで、施設の整備も重要なんですけれども、もう一点、指導員というか、臨時職員といいますか、先生の確保というものが大事になってくるのではないかとということで、放課後ルームの開設、あるいは放課後ルームというのは、子育て世代の親のニーズが非常に高いですけれども、施設を整備したところで、指導員の先生がいなくなると、やはりそういうのも問題だろうということで、市としても臨時職員の先生の確保、あるいは養成、育成という部分のことにも対策していかなければいけないんじゃないかなと思うんですが、それについてご答弁いただきたいと思っております。

次が163ページの消防施設維持管理経費なんですけども、予算書の中で見ますと、例えば消防詰所であるとか、消防車両ですとか、今回、そういったものの予算というのが見受けられないんですね。平成26年度でいいますと、たしか詰所は沢倉、消防車両が白木のほうで更新ということがあったと思うのですが、平成27年度の予算上では見受けられないんですけれども、平成27年度についてはどうなのか、確認の意味も含めてお聞きしたいと思います。

観光のほうで1点だけ、予算上で見受けられなかったのが、観光課長に教えていただきたいんですけれども、今年度平成26年度で、台湾からの修学旅行の関係とかで勝浦市のほうで大分やられているかと思うのですが、平成27年度とかは、当然県との連携ということでの部分もあるかと思うのですが、平成27年度についてはどうなのかということについて、ぜひ観光課長に教えていただきたいと思います。やるのかやらないのかも含めて教えていただきたいと思います。ご答弁お願いしたいと思います。

今、予算の審議をやっているわけなんで、予算全般で1点だけ聞きたいんですけれども、現在、市役所の職員が2名県庁のほうに出向で行っております。1名が市町村課ですよ。1名が企業立地課のほうに行っているんですけれども、平成27年度に関しては、企業立地課の職員は2年ということを出向していると思いますが、市町村課については来年度はどうなるのかという部分について、市長もしくは副市長のほうからご答弁いただきたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。放課後ルームの関係ですけれども、議員ご指摘のとおり、施設的には条例上何とかなるということで、私もお答弁させていただきましたけれども、指導員の確保が実際課題であるというふうに認識をしております。現状におきましては、15人の指導員ということで行っておりますけれども、今後、予算上におきましては、18人ということで、3人の新たな新規雇用を予定しておりますけれども、それらを採用するに当たりまして、面接等、これからの作業になりますけれども、そういう中で1人でも確保したいというふうには思っております。そういう中で、そのほかに国際武道大学の学生によりまして、ボランティアによりまして、その辺のサポートを受けているところでございます。そういう足りない部分につきましては、そういった武大生のサポート、強化連携をしていただいて、補助的にお願いするなど、いろいろ模索しながら極力募集、あるいは今後拡大されたことによってニーズが増える、そういう中で指導員の確保、あるいはどうするか、また、いろんな施設にうまく配置をしながら、いろいろ考えながら進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。消防詰所のほうにつきましては、県の補助金との関係もありますので、当初予算には計上しておりませんが、補正予算で検討しております。

それと、消防車両につきましては、計画的に車両の更新年度がたまたま今年度、消防車両が今のところ見込まないということで、当初予算には計上してございません。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。訪日教育受け入れ事業につきましては、昨年度から県のほうでも積極的にやっている事業でございまして、特に昨年は知事がトップセールとして台湾のほうに商談会も含めて訪問したところでございます。この事業につきましては、平成27年度も引き続き行うことで県のほうに一応話をしております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、関副市長。

○副市長（関 重夫君） 県への派遣職員の関係でお答え申し上げます。平成26年度に市町村課に1名、企業立地課に1名、2名を派遣しておりましたけれども、うち、市町村課の派遣職員につきましては、今年度3月いっぱい終了する予定です。もう1名、企業立地課につきましては、もう1年、平成27年度も派遣を決定しております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 初めに、放課後ルームのほうから、今、福祉課長のほうから武道大学のボランティアの話もあったのですけれども、これは実例でお話をしますけれども、うちの子供が今小学校2年生で放課後、かつうら第2のほう、幼稚園のほうを利用しています。水曜日になると、武道大学の学生さんが来るんです。その学生さんが来るのを楽しみにしている。水曜日の放課後ルームは何か予定入れようとする、水曜日は嫌だと、お兄ちゃんたちが来るからということで。たまたま私が知っている学生が本年度、夏休みに御宿の放課後ルームにアルバイトに行ったのです。「アルバイトに行ってきます」と言うから、「どこへ行っているの」と言ったら、「御宿の放課後ルームに行っています」と。夏休み期間中だけです。そういう形で放課後ルームの指導員、武道大学の学生が、ちゃんとした正職の指導員という形ではないのですけれども、そういった形で子供たちと触れ合って、子供たちも楽しみにしているということで、課長からお話あったとおり、学生さんも含めて、指導員の確保、それから、この間、子育て支援員みたいな、認定の講座みたいなのを受講されると、一応取得できるということが新聞に出てましたので、国としましても今の子育て支援をするという意味で、そういった子育て、保育も含めて指導する職員の確保が重要になってきてますので、勝浦市にとっても放課後ルームを拡充するのは非常にいいことですので、含めて指導員の確保という意味で、そういった講座なり、支援員を取得するための支援とか、そういったものにも取り組んでいただきたいということで、これは要望しておきますので、よろしく願いいたします。

消防関係につきましては、課長から答弁いただきまして、理解できましたので、結構でございます。あと、観光課長、ありがとうございます。平成27年度も引き続き継続していくということで、実際に勝浦市内のお宅にホームステイして泊まって、日本式の食事を提供したり、着物を着て写真撮影したりとかということで、受け入れる側も泊まるほうも非常に楽しんでいくということで、こういったことをどんどん、さらに継続して、もっと増えるようにということで、これも課長、よろしく願いいたします。

あと、副市長からご答弁いただきまして、今のお話ですと、市町村課の職員のほうは3月で終わりと。来年度は派遣はないんですねという意味も含めて、もう一回答弁していただきたいのですけれども。実は、この間、3月に県庁に用事があって行ってきたんですけれども、市町村課と企業立地課のほうに顔出しにいきました。そうしたら、市町村課の職員、岩瀬君、ちょうど入り口のところでお会いしまして、「ああ、佐藤さん、来てくれたんですか、ぜひ僕の机を見てください」と、事務室に案内していただいた。「ここで仕事してます」と。「猿田市長はどこにいたんだ」と言ったら、「課長の席はあそこですから、あそこにいらっしゃったと思います」ということをおっしゃっていました。たしか市長おっしゃっていましたけれども、1年のうちを2つに分けて、前半と後半で仕事が違うよと。今年の出向もあともう少しですけれども、今、何々をやっています、充実していますということで目を輝かせていました。企業立

地課の職員のほうにも顔を出したのですけれども、「ぜひ、どうぞどうぞ」ということで、応接テーブルというわけではないですけれども、「その席に佐藤さん座ってください」ということで、今日はこの後、どこどこ営業に行きますとか、昨日はどこどこ行ってきましたということで、非常に充実している様子をうかがいまして、市役所で働いている職員、いろいろ業務を抱えて大変だと思うんですけれども、そういう厳しい中でも2名の職員を県庁に派遣している。1名のほうは3月で終わりで帰ってくるわけですが、来年はなしということですが、これで1年で終わりということではなくて、来年はないかもしれないけれども、再来年は検討するとかいう部分を含めて、もう一度ご答弁をいただきたい。ぜひ、市町村課長を勤めた市長のほうからご答弁いただきたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今、研修に出ている2人、先ほど副市長から答弁ありました。市町村課は今年で帰ってきてもらいますということで、来年は今のところは予定していないということです。ただ、佐藤議員、今言われたように、県に研修に行きますと、県という立場からいろいろ市町村を、市町村課の場合はよく見ることができる。また、企業立地課はいろいろ企業回りを県の職員と一緒に回るということで、非常に勉強になるというのが1つ。もう一つは、市町村課の場合には、ほかの市町村も10人ぐらい、結構来ています。こういう人との横の連携、いわゆる情報のコミュニケーションが市町村課の勉強と、帰ってからいろいろな情報を、交換もできるということで、私は非常に勉強した、研修に出た価値があるのではないかと考えております。企業立地課のほうは、私は出ている彼には、場合によっては満塁ホームランもあるかもしれない。ただ、地道に一生懸命県の職員と、勝浦をにらみながら、また、県全体をにらみながら、研修をするようにというふうにお話をしてあります。市町村課のほうの彼は、市町村課というのはどっちかという、技術、テクニックを、いろいろ地方自治の自治法を初め、議会対策から企画から、財政から、起債から、いろいろなことを勉強できますので、そういうものを持ち帰って、勝浦市のほうでもう一回また頑張ってもらいたい。また、機会があったら、来年はありませんけれども、また次には出したいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 午後2時20分まで休憩します。

午後2時05分 休憩

午後2時20分 開議

[6番 根本 譲君退席]

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） まず69ページのふるさと応援寄附者特産品等贈呈事業、そして71ページの防犯灯の2,240灯の2分の1の248万6,400円、それと91ページの金額小さいんですけど、民生費の住宅確保給付金、これが3万7,200円の6カ月の22万3,200円、そして、139ページの漁業近代化資金における利子補給金44万4,000円、そして、147ページの観光に関する看板の外国語で書く看板設置の35万円、そして、147ページの観光PRについての417万7,000円、そして、159ページの市営住宅の維持管理1,012万1,000円。

最初の、先ほどの前段者も言われた中のふるさと応援基金に対する物品での品物を送ると。

その50%の根拠、実際、皆さんもご存じのように各自治体では、大多喜町あたりでは70%だと。そして、九州の宮崎県の都城では80%ぐらいの霜降り牛肉を戻していたり、そういう話の中で、まず、このふるさと応援の納税をしていただいて、その半分を戻すということは、勝浦にとってもPR等、物品に関するPR等あるんですけども、本来であれば、ふるさと納税を勝浦市も猿田市長になってから何件か行ってきた中で、善意でやっている。その辺がどこの自治体でも競争間の中でそういう状態になり、埼玉県の三芳町は実際、自分のところへ来るのが3万5,000円で、出ていったお金が400万円と、こういうやりとりの中でたしかに一つのPRの中で、物品が売れるという中の利益、物品の利益率というのは通常2割取れたらいいのかなという物を考えれば、勝浦市は一般市場の人が5割を得、どこかで仲介料をとりながら、それがいいんですけども、果たしてそれがどうなのかと。この50%についてのその率をどのようにして、どういう根拠で決めたのか、その辺を回答願いたい。

防犯灯の2分の1、248万6,400円、今までも勝浦でも区が設置したり、東電が設置したり、防犯灯がある中で、私は信じているんですけども、キュステの防犯灯に関してはLEDで当然なっているのかなと。そこまで確認はしていないんですけども、この辺の勝浦市全体としての防犯灯の維持に関する、この辺の維持費もあるんですけど、区との相談もありながら、この辺の改善をLEDとか、太陽光とか、その辺の手法を考えることができないのか、ご回答願います。

あと、91ページの22万3,200円、単刀直入に、どういう話で民生費の中から出ているのか、これを1点お聞きいたします。

漁業の近代化、先ほど戸坂議員も言われた中で、確かに漁業関係を見ますと、この当初予算の概要の中でも、旧態依然変わっていないんですね、私から言わせていただくと。いつも漁業問題については私も半農半漁の中の家庭で育ったものですから、私自身も準組合員でありますから、そういう中で、実際ちょっと手薄なような関係で、先ほど戸坂議員も言われたように、地場産業の育成であれば、もう少し力を注いでいただきたい。課長には前々から言っているように、アワビの種苗に対しても、実際、新協の漁協に対する1トンぐらいの潜る人数、漁業者多い中で、その辺の振り分けをお願いしますよと言って、もう何年もお願いしてきているんですけど、全然変わっていない。その辺を、先ほど通告してないんですけど、これを踏まえて、この近代化利子補給に関して、先ほど戸坂議員の言った件は聞きましたけど、全然やっていないと。この44万4,000円に関して、余りにも、0.5%で借りられる中で、組合長との話の、漁業者に対する話がどこまで行き届いているのか、近代化資金の活用方法について、燃油も高く、実際、原油も下がってきていますけど、以前まではうんと高かった。そういう中でも補助的なものの役割がどうなっているのか、また周知されているのか、その辺どうだったのかということです。

看板に関して、147ページ、この観光看板に関して、35万円でどこにどうつくのか。今、1,200~1,300万人の観光客が入り、今年あたりは2,000万人まで行くと言われてはいますが、そういう中で、勝浦市が、どこにこの看板を設置し、どのようにどうするのか。何語で何カ国語書かれて、どうするのか。その辺をお聞きして、実際私も自分のところでギリシャ人を預かっています。通訳は国際武道大学の学生課の方が来て通訳されてますけど、そういう中でも、一応国際武道大学と言われる中で、当然観光立市としてもそうなんですけど、その辺の看板の

設置のことについてお伺いいたします。

そして、観光PRについて、この観光PRは毎年東京駅かどこかへ行かれて411万7,700円、使われる予算組みになっているんですけど、先ほども海水浴場の件ありました。確かに海水浴客も減り、部原あたりはマリンスポーツという話の中で、そこに来ているのは外国人、イギリス人です。日本に14年間も住んで、市民権を取っています。その方ともお話をしたんですけど、市のほうもそういう人たちとの触れ合い、企画課でよく、勝浦の人とまち、出されていますけど、そういう人たちに多く都会に発信していただいて、そういうPRの方法もあるのではないかという面で、観光に関する予算、どのように使われているか。また、旧態依然で、全く変わりがあるのかなのか、その辺をお答え願いたいと思います。

市営住宅159万、確かに先ほどの県の借上げの問題もあるんでしょうけど、市営住宅も前よりも維持管理費は少なくなっているような、私も予算を前のと照らし合わせてないですけど、1,012万1,000円と、今回、予算的には少ないのかなと。旭ヶ丘はいいんですけど、私も以前から一般質問でやった件も自分の中であるんですけど、この1,012万、この予算に関して旭ヶ丘なんか、聞くところによると、入る人間が生活に困窮しているにもかかわらず、風呂おけは自分でつけなければいけない、何はつけなければいけない、だから入る人いないという話があるんですけど、そこに維持管理費も少なくなってきたんですけど、市営住宅の長期計画も立てているということは以前から聞いているんですけど、風呂おけはない、何でも自分でやらなければいけない。そうすると、何十万かかかるから、入りたくても入れないと、そういう話もあるんですけど、その辺でこの維持管理費が、何を直して、どうするのかという問題もありながら、予算下がっている中で、いつまでこのように維持管理費をつけていくのか、その辺をお答え願いたい。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） ふるさと納税の謝礼品50%の根拠というご質問でございますけども、まず、ふるさと納税の制度につきましては、ご寄附をいただく方が生まれ育った自治体ですとか、応援したい自治体へ貢献したい、また応援したいという思いで寄附金をいただいている形を生かす制度でございますけども、議員おっしゃられたように、埼玉県の上野市ですか、3万5,000円のふるさと納税の納入があるのに反して、実際上野市の方がよその市町村のほうに400万円の寄附をしているということで、実質、ふるさと納税に関しては赤字的な計算になります。ですから、そういうものについて、今回そういうことも実際勝浦市で起こり得るのではないかとということで、またそれに加えまして、お礼の品が市内産業の活性化につながるとか、あと歳入の増加につながるとか、さらに市のPRにつながりまして、来勝者ですとか、移住・定住者がふえるんじゃないかというような狙いもございまして、今回、50万円以上の方から1万円を寄附してくれた方に、先ほどご説明したような内容のものとしたんですけども、実際根拠につきましては、特別市町村で定めるものですので、実際申し上げますと、なぜ50%か、根拠はございません。ただ、そういう目的ですとか、いろいろなものを総合して考えますと、50%が妥当じゃないかというような形で50%とする予定にしております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、齋藤生活環境課長。

○生活環境課長（齋藤恒夫君） お答えいたします。私のほうから防犯灯の維持管理費補助金248万7,000円の件につきましてお答えさせていただきます。防犯灯につきましては、そちらにも市内

全域でうちのほうで把握している補助対象防犯灯が2,240灯ということが、平成26年度末で想定してございます。平成26年度につきましては、区の要望を含めまして12カ所に設置いたしました。その防犯灯につきましては、今年度からLED化ということで12カ所に設置した防犯灯については全てLEDとさせていただきます。今後につきましても、新規に設置する分につきましては、LEDで設置していきたいということで、平成27年、来年度の予算につきましても13カ所程度ということで、計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。私のほうからは、住宅確保給付事業ということで、その内容について申し上げますと、生活困窮者自立支援法に基づく支援事業ということでございまして、支給対象者に対しまして、生活保護の住宅扶助の特別基準額に準拠しました額を上限として、6カ月を限度といたしまして、支給するというような事業でございまして、単身者の場合ですと、1カ月3万7,200円ということになります。そういう中で、この内容が、いわゆる離職者であって、就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者または喪失するおそれがある者に対しまして、住宅手当、家賃ですけれども、支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的として実施するものということでございまして、見込みとしては対象者を3万7,200円掛ける6カ月ということで、22万3,200円というふうに計上いたしました。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、関農林水産課長。

○農林水産課長（関善之君） お答えいたします。初めに、漁業近代化資金につきまして、役割と周知についてとのご質問でございますけれども、この資金につきましては、漁業経営の近代化、こういったものを推進するために必要な施設等の整備拡充、これを図るために近代化資金を貸し付ける融資機関に対しまして、利子補給金を交付しているものでございます。周知につきましては、組合員の方々は漁協を通じまして交付機関であります千葉県の信用漁業協同組合連合会、こういったところから借入れを行っているものでございます。

続きまして、アワビの種苗放流につきましてでございますけれども、こちらにつきましては以前も新勝浦市漁協、そちらのほうにもっと交付率を高められないかのご指摘等がございましたが、市といたしましては、何分補助金交付要綱等がございますので、こちらで補助してございますので、ご理解をいただきたいと思っております。なお、このアワビにつきましては、今現在進行形ですけれども、今後アワビの輪採型漁場ということで施設整備や、また種苗の放流、こういったことも取り組みを考えて進んでおりますので、新勝浦市漁業協同組合のほうでもこの取り組みに入っておりますので、ご理解をいただければと思っております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。まず、観光案内看板の作成業務委託料でございしますが、この観光案内板につきましては修繕でございます。その場所なんですけれども、まず一つが、仲本町通りにある朝市休憩所のところにある観光案内板、マップなんですけれども、観光案内板マップ、それと今現在工事をしております浜勝浦橋のところにある観光案内板、それとも一つが、勝浦駅前、観光案内所があるところの手書きの看板なんですけれども、いずれも過去

につけたものでございます。したがって、いろいろ建物、いろいろ名称等の表記が古くなっておりまして、それを全部張り替えようとするものでございます。

なお、議員おっしゃいましたように、多言語に関しましても、一応考慮しておりますが、何分にもマップに入れますと、いろんな言葉が入ると、非常にわかりづらくなるということも考慮しながら、多言語対応をしてみたいと考えております。

もう一点の観光PR事業の内容でございますが、まず1つが、勝浦市のマスコットキャラクターであります勝浦カッピイの関係のグッズ、これをいろいろキャラバン等で配布するわけですが、ぬいぐるみとか、キーホルダー、ピンバッジ等、そういったものを作成するノベルティ一用のものと、もう一つが印刷製本関係で、通常にギャラバンと観光PRに行くと、お客様に渡すパンフレットと、もう一つが、ちよっとるぶ系なんですけど、ガイドブック、これは昨年度からもつくっておるんですけど、このガイドブック、そして、今年度から新たに行うんですけど、勝浦朝市を全て紹介するようなガイドブック、そのようなものを考えております。なお、これにつきまます言語表記でございますが、これに関しては日本語ではございます。しかしながら多言語表記のパンフレットに関しましても、今、地方創生のほうの関係でいろいろ国からの予算も来ております。そのような中から、そういった多言語関係のパンフレットに関しては、そちらの予算のほうで計上したいと考えております。

あとは、新聞広告の掲載料、これは毎年千葉日報のほうで、夏の始まりの前に、各海水浴場等のPRをしてもらっております。その関係でございます。

あと、テレビ放映ということで、これも毎年千葉テレビのほうで勝浦の秋の大漁まつりを放送しておりますが、これに対する負担金でございます。

あとは自動車の借上料、これは勝浦のマスコットキャラクターのカッピイ、着ぐるみがあるんですけど、それを上野とか横浜とか等に連れていくための借上料でございます。

あとは、その他、外房観光連盟だとか、中房総等の協議会に対する負担金でございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。市営住宅維持管理費の内容でございますけれども、こちらは梨の木団地を主に、建設当時は風呂の設置がなされずに供用されているものでございまして、基本的に風呂一式を入居者に設置していただいております。しかし、さきに市営住宅整備計画を策定いたしました。今後におきましては、建てかえを前提といたしまして、古い住宅に対する新規入居を予定しないこととしております。そのようなことから、今後は集合住宅としての住宅の建てかえを想定しておりますので、これからは風呂等は設置されるかと考えております。

また、計上の予算の中の主な内容でございますけれども、現在入居されている住宅の建物の中の小さなものから大きなものまでの修繕関係でございます。また住宅周辺の伐木、草刈り等でございます。また、万名浦住宅におきましては、土地の借上料、このようなものが主な経費となっております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） それでは、何点が絞ってお聞きしたいと思います。まず、ふるさと産品について、50%の根拠はないんですけど、確かに先ほど前段者も言われたように、これは実際多くの

募集をかけて、うちは出してもいいんだよと、勝浦の産品を事業としている方には多くを出していただいて、その中から相手に選んでいただく。当時、市長のところにもふるさと寄附金で納付された県の人たちはそういうものを要求しないで、このまちのために寄附されている方もあったかと、私の記憶の中にあるわけです。先ほど来から全国的にこの辺の話が、どうしても課長たちも勉強されているからわかるように、くれるから全部寄附という人ばかり、本当に勝浦を愛しながら、何とかいいまちにさせていただきたいなという面で寄附される方もおると思うのです。そういうのはこっちから当然好意の中で、少量であろうと送らなければいけない。先ほど来50万円あって、半分までやらないという話もあるんでしょうけど、市長が言うウイン・ウインという言葉、私はよくわからないけど、そういう意味でも当然信頼関係というか、お互いの中でやっていただける物品の話にさせていただくに当たって、多くの市民の中から、うちも出したいんだよというものを募っていただきたい。そういう意味でお願いしたいと思います。当然、商工会のほうの話もあるんでしょうから、そちら等の話し合いの中で詰めていく面もあるんでしょうから、その辺でお願いしたいと思います。

街路灯に対しては、課長の言うこと、それでわかりました。

民生費の1人、これを借り上げで、なぜ市営住宅との話し合いの中の話なのかと。結局、国から来たお金だから、民間を借りても、こういう3万7,200円を1人当たり出して6カ月も、中で借り上げるという話なのか、それを再度確認します。要は、あえて勝浦市の単独の中、返していくのであれば、市営住宅のほうを、その辺の設置の中で組み合わせができないかという意味で、踏まえてあえて聞いている話ですから、その辺をお願いしたい。

あと、看板の件もわかりました。観光のPR、それは今回はバッジをつくったり、ほかに何点か違う意味であるんですけど、私が言わんとしているのは、たしかに勝浦の人口少ないといえども、部原あたりの非常に国際的になってきているのか、2人ぐらい部原に外国人が住んだり、武道大のアパートは別にしても、そういう方たち、日本語をちゃんとしゃべり、市民権を取っている中で、今度砂浜を一緒に掃除しようかと言ったら、掃除しますとなんて言う。私が話した人はイギリス人なんですが、そういう意味からも市の観光課でも、その辺の人たちと触れ合いながら一つの話が持てる会議でもやられて、PRして、奥さんは日本人なんですけど、勝浦にはほかにもいると思うのです。そういう人たちをうまく取り入れながらアピールして、大使じゃないですけど、どこかのまちでやっているんでしょうけど、そういう意味合いの触れ合いという持たれてたらどうかなという意味でのお願いで終わりにいたします。

住宅に関しては先ほどの市民課長との話の中で、どうするかの話ですから、その辺をお答え願いたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えします。住宅確保給付事業ですけれども、これは国の補助金がありまして、事業費22万7,200円に対しまして、17万250円という数字が国費に当たります。そういう中から市営住宅ではなくて、民間借り上げという中で設定しているところでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。寺尾議員。

○12番（寺尾重雄君） 今、課長言われる中で、国費が来て、17万幾ら勝浦市ですか、だから市営住宅があいている面の話というのはできないのかと、その辺のつながりが民間使うことも必要なん

ですよ。民間活性のためには必要なんだけど、市営住宅はあいているわ、そこには入れられない。むしろ行政としては自分のところがあいていたら、自分のところを優先であっていいのかなと思うんです。ましてや困る方なんですから。そういう人たちが民間じゃないと嫌だよという話でもないのかなと、私は信じているんですけども、その辺どうなのかなと。今、生活保護者もわがままですから、その辺も課長の皆さんも大変なんでしょうけど、ただ、やっぱりちゃんとその辺の整理していただけるものがあるのかなと期待感で質問しています。答えをお願いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。市営住宅との関係ですけれども、実際は市営住宅、入居審査会というものがございまして、そういう中にプライオリティーがありますものですから、その辺がなかなか難しい面もあります。そういった中で制度が、先ほど申しましたように、法律に基づいた制度ということでございますので、さらに国費が当たるという中で、予算上、民間の借りに対する補助ということで考えております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） 私からは3点ほどお尋ねいたします。まず1点は、支出全般にわたる予算の概要の中の勝浦市の予算編成方針、同僚議員が歳入面で指摘しました基本方針の中の1、2、3番目の、特に私は2番目の事業の選択に当たってはということで質問させていただきます。もう一つは、これも予算に対する説明書の中の2ページの地方創生関連事業の実施のことについて質問いたします。そして3点目は、188ページ、芸術文化交流センター、交流推進事業、以上3点について質問いたします。

まず1点目の予算編成基本方針の2点目の「事業の選択にあたっては」という文言から入って、最終行の「重要度、緊急度及び事業効果の高いものを選択すること」と言うことで、当然そのような選択経過を経て、今回の予算編成に反映しているとふうに確信しているわけでございますが、具体的に私も3期12年間経験しまして、プラン、計画する、ドウ、実行する、そしてチェック、これが分析ですよ。評価、分析、アクション、改良、改善する、次年度への予算編成するという中で、私も何度か本議会でやりました行政評価制度によって、その事業がどうなんだと。効果あるものなのか、廃止するのか継続すべきなのか、効果が高いのか低いのか、それぞれ皆さん方は行政評価制度を導入して、この評価を踏まえて、平成27年度予算事業に反映しているということを確信しております。ですから、そのような確信の中で、まず今年度の事業選択について、事業行政評価制度の対象事業は幾つ上げたのか、そして、これについての予算の反映に当然組み入れたと思います。そして、最後に、私たちは効果がどうかわかりません。資料がないから。要するに評価制度の公表を、方法とその時期についてはどのように考えているかを教えていただきたいと思います。

2番目の地方創生関連事業の実施でその1ということになってますので、今年度の事業の一番最初の大事なところで、地方版総合戦力を作成しということの中で、総合的かつ計画的に実施してまいりますとありますので、予算化的なものは見当たらないのでわかりませんが、この策定についての具体的なタイムスケジュールを当然描かれていると思いますので、これについて詳細に説明願います。

3点目の188ページの芸術文化交流推進事業についてでございますが、今回の予算説明の主な

事業としても、中学生の医療費助成補助の拡大とか、名木地区の圃場整備の基礎調査、そしてキュステを活用した芸術文化推進事業が主なものと定義されておりますところで質問いたします。今回、費用面とか収入の面はわかります。細かいパーツはわかります。しかし、これだけの推進事業をするためには、勝浦芸術文化交流センターの運営に当たって、基本方針、事業計画、販売促進戦力というものが一体的につくられた中での費用の予算計上でなければおかしい、そういった姿が見えてきません。予算審査特別委員会が始まりますけれども、その前にそういう資料がないと、この予算計上それぞれが妥当性あるものなのか、あるいは私たちが助言したり何かするための材料にならないんですね。余りにも漠然としていて、非常に抽象的でわからない。だから、そういったものについて、どのように作業が進んで、そういうものの芸術文化推進事業計画案が具体的に私たち手元資料としていただけるかどうか。以上についてご質問いたします。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 午後3時15分まで休憩します。

午後2時56分 休憩

午後3時15分 開議

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。関財政課長。

○財政課長（関 利幸君） お答えいたします。予算編成に当たりましては、先ほど議員ご指摘のように、財政課のほうで市長の決裁をなして、各課に予算編成に関する通知を出しております。それに基づき要求があり、それで財政課長の私、また市長等の査定を経て、最終的にこのような予算案ということで皆さんにご審議をいただくという手続になっております。

先ほど、行政評価の関係のお話がございますけれども、現在、本市におきましては、事務事業評価ということで、完全に全ての事務事業を行政評価というか、評価している段階にはございません。担当のほうで3つか4つだったと思いますが、それをピックアップして評価をし、企画課のほうでとりまとめをしているということで、私のほうは承知をいたしております。したがって、予算編成の段階におきましては、当然にこれらの前提になる部分において、参考というか、各課の職員等、また担当課長等からその事務事業に関します現況、また課題、また効果、そういうものにつきましてはヒアリング等を経て行っておるわけでございます。平成27年度の予算編成におきましては、7月の段階で既に財政状況というか、そういうものも踏まえて、各担当課の課長並びに担当係長等にはお話をし、また財政課のほうでも従来ある課題につきまして、これをどのようにするかということでご説明もし、それによって予算編成をしていただいているということでございます。その段階におきまして、予算が要求がされまして、そういうものを踏まえまして、私のほうでまた聞き取りをして、またさらに市長査定において効果等も踏まえて予算案を仕上げていくと、このような段階になっております。

次に、総合戦略の関係でございますが、確かに議員おっしゃるとおりに、この平成27年度予算におきましては、予算のほうを計上いたしておりません。本議会の最終日に追加議案ということで地方版総合戦略の作成等にかかわります経費につきましても御提案をし、皆様方にご審議をいただきたいと、このように考えております。しかしながら、既に国の情報等によりまして、地方版総合戦略の策定につきましましては、既にある程度明白な部分、金額とか何かはともか

くといたしまして、詳細については伝わってきてまいりましたので、たとえ平成27年度の当初予算に上げていけなくとも、平成27年度において我が市が取り組むべき重要な課題であることは認識をしておりましたので、予算編成、また予算の決定段階においてそういうものも踏まえて地方版総合戦略をつくっていくということは明白でございましたので、掲げさせていただいたと、このような経緯がございます。担当のほうは企画課のほうが行っておりますけれども、地方版総合戦略につきましては、もし皆様方にご承認いただければ、今年の12月ごろを目途に企画課のほうも取りまとめたいということで私のほうは伺っております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。管理運営の関係でございますけれども、まず、私どものほうでは、基本中の基本といたしまして、市の総合計画の基本目標ということで、次代を担う人と文化を育むまちづくりを具体化する、そのための施設の役割や望ましい姿を見せしていくということが一つの基本的な目標があって、あとは、新しい施設は市民の芸術文化活動へのさらなる支援、優れた芸術文化に触れる機会を拡充する芸術文化の拠点と位置づけられているということが大もとになるというふうに認識して出発しております。

そこで、私どものほうで今回、予算要求させていただいた基本的な管理運営の考え方ですけれども、まず、市民の芸術文化の向上を図ることが1つあります。2つ目には、ニーズに対応した効率的、効果的な管理運営、3つ目には、多様な活動や交流の促進によるぎわいの創出、そういうものを基本的な方針として考えさせていただきました。その次に事業の方針ということで、具体的には市民の芸術文化の創造活動、生涯活動を促進する交流拠点となると、そういう地域の活性化を図っていくということです。それと、地域活性化のために各種イベントとの連携、また多彩な芸術文化公演の鑑賞機会を提供すると。また発表機会を提供すると。そういうものを事業の方針として今回予算要求をさせていただいたところでございます。それに伴って、今回予算要求上程させていただきましたものをメインに年間の事業計画づくりを作成したところでございます。ただ、私が今説明しました管理運営につきましては、3月末に運営協議会も予定しておりますので、その中でもうちょっと具体的に皆さんの意見をお聞きしながら、本来であれば、先に運営協議会を図って当初予算をのせるということも必要だったという認識はございますけれども、3月の運営協議会でいま一度皆様の意見をお聞きしながら、改善できるものについては改善していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。土屋議員。

○13番（土屋 元君） 2回目の質問いたしますが、まず最初の関財政課長が説明されました事業選択に当たっての行政評価制度の仕組みとの関連性がどのようになっているかということで、私は対象事業の数ほどの程度と聞いたんです。そうしたら、各課でピックアップして云々と、質問に対して的確に答えていませんよね。まだわかりません、集計してません、全部で全般的事業、事務事業123個でございますとか、そうい答えが返ってこないで、ただピックアップを、漠然として、各課に二、三個で、各課で幾つで合計幾つという数字も上がっていませんし、評価制度が、さっきプランしました、計画です、今回予算も計画です。ドウですね、事業が始まった。それに対してチェック、当然事業年度が終わったらチェックするだけじゃなくて、途中チェック、四半期ごとのチェックもかませるでしょう。なぜかと言ったら、限られた財源の効率的な配分を図るということで、効果がなければ、特にやめたっていいわけですし、効果あると

思ったら、それに対して配慮、予算の流用も含めてやらなくちゃいけない。そういったものがダイナミックな行政運営になるという中で、皆さんがみずから重要度、緊急度及び事業効果の高いものを選択すると。高いかどうか、私たち資料がないからわからないんです。全部ここにつながっているものは全部高いという想定のもとで出されているということで予想するしかない。しかし、正しく評価しているという、きちっと見せてくれないし、オープンもしてない。だからわからないということなんですね。だから、私たちに審査願います、あるいはこういうふうに審議してもらうには、それ相当な資料をきちっとそろえる。まじめに取り組み、皆さん方もただ単にマンネリ化して計画して、ドウして、そして来年度も同じものをやればいいやという発想じゃないで、まさに効果を考えながら各課がやっていると思います。だから、そういった形跡のものを、資料を私たち議員に提案していけば審議も早いし、あるいは提言とかいろんな意見も言いやすいということを強く言っているわけですから、これについては、やはりきちんと行政評価制度が機能しているのか機能してないのかもはっきり今の段階でわかりませんが、それについての取り組み姿勢をもう一度尋ねます。

地方創生関連事業の具体的なタイムスケジュールで、12月を目途に作成していきたいということがありましたので、それはそれで、ぜひその目途が著しくずれないように、今の新総合計画は1年間ずれましたので、そういう策定がタイミングよく、目途どおりに充実した地方版総合戦略になることを要望して、それは結構です。

最後にキュステの交流事業ですが、私が質問したのは、課長が答弁したこと忘れています。だから、資料としてくださいよ、資料として運営基本方針はこうで、事業の目的はこうで、事業計画はこうで、そして販促プロモーションはこうですという資料、私たち、今年の議員研修で君津文化ホールへ行きました。君津文化ホール、大ホール1,500人、稼働率86%、私たちが研修を受けた中ホール500人、稼働率84%です。その中でいろんなものやってますし、君津文化ホール運営計画、事業方針、事業目的、事業計画、そして実施事業、共催事業、補助事業、販促については、販促チャンネルで、広告宣伝どこに宣伝をお願いする、民間も含めて、プレイガイドはどういうところにやってもらう、あるいはマスコミにはどういうにやると、一つの大きな、そういうものをつくって、ストーリーが見えないと、その中で意見を言ってくださいと言ったって、なかなか見えてこない。だから、私たち議員に対しては的確なる、タイムリーな資料を提供して、市長の思う熱い思いを皆さん方が表にしたり、年間推進計画をつくって、私たちに提案するというという思いがなければ、べらべらしゃべって、私たち頭の中で書き物なんかするというあれじゃないと思います。だから、そういったものが今日せっかくできているみたいなものですから、ぜひそれを早急に予算審査特別委員会にも反映できるように、また全議員にも反映できるように資料を何とか早く配布していただくことを要望して終わります。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 何点かお伺いします。まず、最初に、非常勤職員の状態について、この予算書のどのページを見ても、一般職の職員についてはまとめてあるんですけども、非常勤の職員について、どこをどう見れば実態がわかるような資料があるのか、ご説明いただきたい。

それと、非常勤職員の現在の状態と今後の方針と伺いますか、それについてお考えをお伺いしたいと思います。

次に、106ページの子ども医療費の予算でございますが、これは中学3年生までの外来通院分が含まれて予算計上されていると思うんですけども、この見込み額をどの程度算定されているのか、そして新規に対象となる中学3年生までの外来通院分についての見込み額をお示しいただきたい。

160ページの要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業、この対象建物が1件、それが何であり、その支出の根拠、それについてご説明をいただきたいと思います。

188ページのキュステでの映画上映について伺いたいんですが、1回当たり50万円で9回の映画上映が予算化されているわけですが、今度2つの映画が予定されている、そのうちの一つである「アナと雪の女王」ですか、これについては配給会社のほうからプロジェクターとプレイヤーを持ってきて、スクリーンだけ会館のものを使って上映するというふうにお聞きしていますが、その理由が不正なコピーを防止するためというふうにもお聞きしているんですが、どうも合点がいかないわけなんですけど、こういう配給を受ける場合、50万円で済むのかどうかというのも気がかりなものですが、この「アナと雪の女王」は配給会社との契約では、どれだけの金額が予定されているのかお示しいただきたい。その後には予定されている、勝浦をロケ地にした映画につきましては、主催者が著作権を持ったDVDを購入して、所有しているということで、そのDVDがキュステのプレイヤーとプロジェクターを通してスクリーンに上映されると、こういう本来の会館利用の映画上映になるんだらうと思うのです。そういう点、今予定されている映画では2通り全く違うやり方が予定されているようなんですけども、50万円、9回の映画上映の予定と、その上映の仕方につきまして、今予定されているものとの違いとか、そういうものがどうなっていくのか、お尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。非常勤の特別職の関係ですけれども、給与費の199ページに、これは特別職ですが、長等、議員、その他の特別職、これは非常勤の特別職を指します。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。子ども医療費助成事業の関係ですけれども、ゼロ歳児から中学生3年まで、全体では医療費の合計につきましては、3,427万990円でございます。そういう中から今回の中学生の医療費分につきましては、485万6,813円という試算をしております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、藤平都市建設課長。

○都市建設課長（藤平喜之君） お答えいたします。要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費の件でございますけれども、こちらは対象建物といたしまして、ホテル三日月はくさ亭部分ということで、約7,200平方メートルということになっております。また、補助金の内容でございますけれども、こちら、この建物面積によりまして、積算単価が定められておりますので、そちらで積算した結果、1,058万7,000円ということで、診断費が積算されました。その市補助分として3分の2を予定しておりますので、705万8,000円ということになっております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。まず、3月に公開します映画、「アナと雪の女

王」の関連で、私どものプロジェクターを使用する場合と使用しない場合ということで、これはまず映画の作品にもよりますけれども、基本的にまず今回京成ローザという会社のほうに委託しまして、京成ローザのほうから「アナと雪の女王」の作品を提供してもらうという方向で、このように基本的に映画の場合は、映画館での公開上映が終了しないと、まず交流センターへ出張しての映画上映はしてくれませんという一つの条件がありまして、さらに著作権の制限から、公開上映後、1年間ぐらいは私どものほうのプロジェクターを使用しての上映はできないというような、これはどうしても避けられない条件があるということでございます。そういうことで、京成ローザが所有しているサーバー、プロジェクターを持ち込んでしか今回は上映できないというような制限があるということは、どうしようもないことございまして、今回、作品の権利を所有している会社からお願いしまして、このような映画上映をするということでございます。ただし、公開上映後、1年以上経過したものにつきましては、一般的に製作会社がつくった作品のブルーレイ化、DVD化をしたものをお借りして、私どものほうにあるプロジェクターを通して映画上映ができるということでございます。要は、著作権の関係から公開終了後1年を経過したもの、また1年未満、その辺の期間の差によって、私どものほうのプロジェクターを使用できる場合と使用できない場合があるということでございます。

ちなみに、千葉県内で各施設を回って映画上映できるというところは、現在、京成ローザしかないというふうに聞いております。以上でございます。

- 議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。
- 4番（藤本 治君） まだ答弁が漏れています。
- 議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。
- 総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。非常勤特別職の状況ということでございますけれども、今回の条例案の中にも、非常勤特別職の報酬に関して1項目加わるという形で議案を上程してございますけれども、市の非常勤特別職に関する条例で、65の職種がございます。その報酬額の総額が、先ほど言った給与費明細の人数と、それから報酬額の総額が給与費明細の199ページに掲げておるといふものでございます。状況と申しますと、各課のほうでいろいろやっていますので、それを全部お答えすることはちょっと総務課のほうではできかねますので、ご理解いただきたいと思っております。
- 議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。
- 4番（藤本 治君） 非常勤職員について、今示していただいたページの表というのは、全体が見えるようで見えない表なんです。人数も延べ人数でしょうし、額も総額ということで、お一人お一人の実態が浮かんでこないわけですけれども、全体として、主な職場と言えば保育所ですとか、あるいは給食センターですとか、そういった方々の比率の高い職場があると思うんですけども、今後市としてそういう人たちを、早い話、増やすのか減らすのか、そういった基本的な方針があるだろうと思うのです。それをお尋ねしているわけです。そのことについて、市としてまとまった考えがないということなのか、各職場に任せてあるということなのかどうか、その辺を改めてお答えいただきたいと思っております。

それから、子ども医療費につきましては、今年度4月から初めて拡大したあれで実施するわけですので、予定した予算を大きく超えて利用があった場合、直ちに補正で対応して、予定が超えてもその分を直ちに補正で補うということによろしいかどうかを確認しておきたいと思

ます。

あと、映画上映について50万円という予算で9回計画をお立ていただいているわけなんです、今回の「アナと雪の女王」につきましては、ちなみにどういう契約金額になっているのか、それとの関係で、今後の50万円9回というのは、どういう映画を想定されているのか、映画上映の仕方についてなんですけども、どういうふうにご考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答え申し上げます。議員のおっしゃられているのは臨時職員の話だと思います。非常勤特別職とは全く性質の違うものがございますので、臨時職員ということで答弁をさせていただきます。臨時職員につきましては、正規職員でなかなか業務的に1日1人分には当たらないけれども、スポット的に業務的な必要性があるものとか、あるいは産休だとか、療養休暇で休んでいる職員等々の、いわゆる正規の職員で補い切れない部分の業務につきましては各課のほうで非常勤職員を雇用し、業務を行ってもらっているというところがございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。予算の関係ですけれども、新年度に入ってからのことになりますが、執行状況を見ながら、そういう状況が生まれた場合は財政課のほうと協議していきたいと考えています。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 次に、菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。3月の「アナと雪の女王」の委託の関係の中身でございますけれども、ハードディスク、あと京成ローザの職員の出張、手間、そういうものをトータルした金額でございます。

それと、今後なんですけれども、新年度予算がご承認いただいた暁が前提でのお話になってしまいますけれども、5月に大人向けと子供向けの作品を、これも当然、公開終了後1年未満ということで、同じように旬な映画ということで予定しております。それ以外の予算としては、合計9本のうち2本がそういうことであって、残りの7本につきましては、旬なものにかかわらず、ほかにももっとすばらしい過去に上映された作品があるでしょうから、その辺を上映していったって、なるべく本市の所有しているプロジェクターを通して上映していくということで、プロジェクターが無駄にならないような映画上映を当然考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 契約金額の答弁が漏れています。

○議長（岩瀬義信君） 菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） 申しわけありません。今手元にございませぬので、すぐ取り寄せますので、正確な契約金額はちょっと。「アナと雪の女王」の契約金額ということでございますが、ちょっと保留させていただきます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） ちょっと済みません。藤江課長のご答弁は、私の質問に答えてもらっていないですよ。方針があるんじゃないですかということで、増やすとか少なくするとか、大ざっぱに言えば、そういうことの方針ですが、そういった非常勤職員を今後どうするつもりでいる

のかということをお尋ねしているんで、答えていただきたいんです。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） 非常勤職員か臨時職員かよくわかりませんが、臨時職員ということでもよろしいですね。非常勤特別職ということであれば、条例で定めております65の職種、最たるものが教育委員会の委員長を初め、選管の委員長とか、監査委員、そうではなくて、臨時職員ということであれば、そういうことではお答えさせていただきますが。臨時職員につきましては、勝浦市臨時職員取扱要綱というものがございまして、平成23年8月に告示してございます。それにのっとりまして、雇用関係を行っておるところでございます。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 質問していることに答えてほしいんですが、どういう方針で臨んでいるかということをお尋ねしているんです。増やすのか減らすのか、ざっくり言えばそんなことも含めて、方針があると思いますので、お尋ねしているんです。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。藤江総務課長。

○総務課長（藤江信義君） お答えいたします。臨時職員の方につきましては、業務の必要性が生じたときに雇用しております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。失礼いたしました。「アナと雪の女王」の契約金額でございますが、税込みで54万円で契約したところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） これをもって議案第20号 平成27年度勝浦市一般会計予算の質疑を終結いたします。

延 会

○議長（岩瀬義信君） お諮りいたします。本日の日程はまだ一部残っておりますが、この程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決しました。

休 会 の 件

○議長（岩瀬義信君） 日程第2、休会の件を議題といたします。明3月7日及び3月8日の2日間は、会議規則第10条の規定により休会いたします。

3月9日は、定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって延会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時49分 延会

本日の会議に付した事件

1. 議案第5号～議案第20号の上程・質疑・委員会付託
1. 休会の件